

富山県データ・パレット2024

～富山県官民データ活用推進基本計画～

目次

第1章	はじめに	1
1	計画策定の趣旨	1
2	計画策定の位置付け	1
3	計画の愛称について	2
4	計画期間	2
第2章	現状と課題	3
1	人口構造の変化に伴う労働力人口の減少	3
2	情報通信基盤整備の状況	6
	(1) ブロードバンド・CATVなどの固定系通信	6
	(2) 携帯電話やスマートフォンなどの移動系通信	6
	(3) 公衆無線 LAN(Wi-Fi)	9
3	ICTの普及とデジタルトランスフォーメーション(DX)の進行	12
4	スマート自治体整備の取組み	17
	(1) 行政事務のデジタル化とBPR(Business Process Reengineering)	17
	(2) 行政手続きオンライン化の推進	19
	(3) 市町村との連携と自治体クラウドの推進	20
	(4) 公民協働とオープンデータの推進	21
第3章	目指すべき姿	26
第4章	基本方針	28
第5章	個別施策	29
1	スマート自治体の推進(オンライン化)	29
	(1) 行政のデジタル化、AI・RPAの活用	29
	(2) 行政手続きオンライン化の推進	30
	(3) オープンデータの推進	31
2	個別分野における取組み	31
	(1) ものづくり分野	32
	(2) 農林水産業分野	33
	(3) 健康・医療・介護分野	34
	(4) 防災・まちづくり分野	35
	(5) 教育分野	36
第6章	セキュリティ及び個人情報の適正な取扱いの確保	37
第7章	推進体制	38
	(参考) 関連する指標	39
	検討委員会委員からの寄稿文	40
	用語集	44
	参考資料(富山県官民データ活用推進基本計画検討委員会)	49

第1章 はじめに

1 計画策定の趣旨

情報通信技術（ICT）の急激な発展により、幅広い分野で ICT の果たす役割が拡大しています。近年、IoT やビッグデータ、AI、ロボットに代表される第4次産業革命が世界的に進みつつあり、生産や消費といった経済活動だけでなく、働き方などライフスタイルも含めて経済社会の在り方が大きく変化しようとしています。また、ICT の進展により、様々な経済活動を通じて得られた情報を、インターネット等を通じてビッグデータとして蓄積・集約したうえで分析・活用することにより、新たな経済価値が生まれています。AI でビッグデータを処理することにより、情報の単純な解析作業だけでなく、複雑な判断を伴う労働やサービスの機械による提供が可能になっています。

そのような中、国においては、2016年(平成28年)12月に「官民データ活用推進基本法」を施行するとともに、2019年(令和元年)6月、様々な社会課題の解決を図り、デジタル時代の国際競争に特に求められる施策を提示した「デジタル時代の新たな IT 政策大綱」を策定したほか、改定した「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」を「IT 新戦略」として位置付け、デジタル技術により、サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）が高度に融合し、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会である「Society5.0」の実現を強く打ち出しました。

Society5.0 で実現される社会では、知識や情報が官民を問わず共有され、今までにない新たな価値が生み出されることで、少子高齢化の進行による人口減少など、様々な地域課題の解決が図られることも期待されています。Society5.0 時代にふさわしい行政サービスを一人ひとりが享受できる社会を実現するためには、行政が保有するデータの利活用だけでなく、新たなデジタル技術の導入等による行政サービスの業務効率化や住民サービスの向上など、行政自らが ICT を利活用した取組みを進めていく必要があります。

本県では、県民の皆様とこうした方向性を共有するとともに、公民が創意工夫しながら、より柔軟で創造的な取組みを協働して行うため、民間の ICT 利活用も含め、データや ICT 利活用に係る県全体の基本的な方針等を示す「羅針盤」として、本計画を策定することといたしました。

2 計画策定の位置付け

本計画は、官民データ活用推進基本法（平成28年法律第103号）第9条の規定に基づき、国における官民データ活用推進基本計画に即しつつ、富山県総合計画「元気とやま創造計画」の着実な実施を図るため、富山県における官民データ活用の推進に関する施策についての基本的な方針等を定めるものです。

3 計画の愛称について

本計画は、データや ICT 利活用に係る県全体の基本的な方針等を示す「羅針盤」として、県民の皆様にも身近に感じていただきたいと考え、「富山県データ・パレット 2024」と愛称をつけました。

この愛称は、行政、民間企業、市民、大学などが、行儀よく色分けされたセクションのように並んでいる状況から、絵の具がパレットの中で混じり合い虹色をつくるように、人のつながりができていく中でだんだん垣根を超えて混じり合い、お互いの持つデータや技術などを提供しあうことで、様々な価値を生み出していくことをイメージしています。

4 計画期間

2020 年度(令和 2 年度)から 2024 年度(令和 6 年度)までの 5 年間とします。

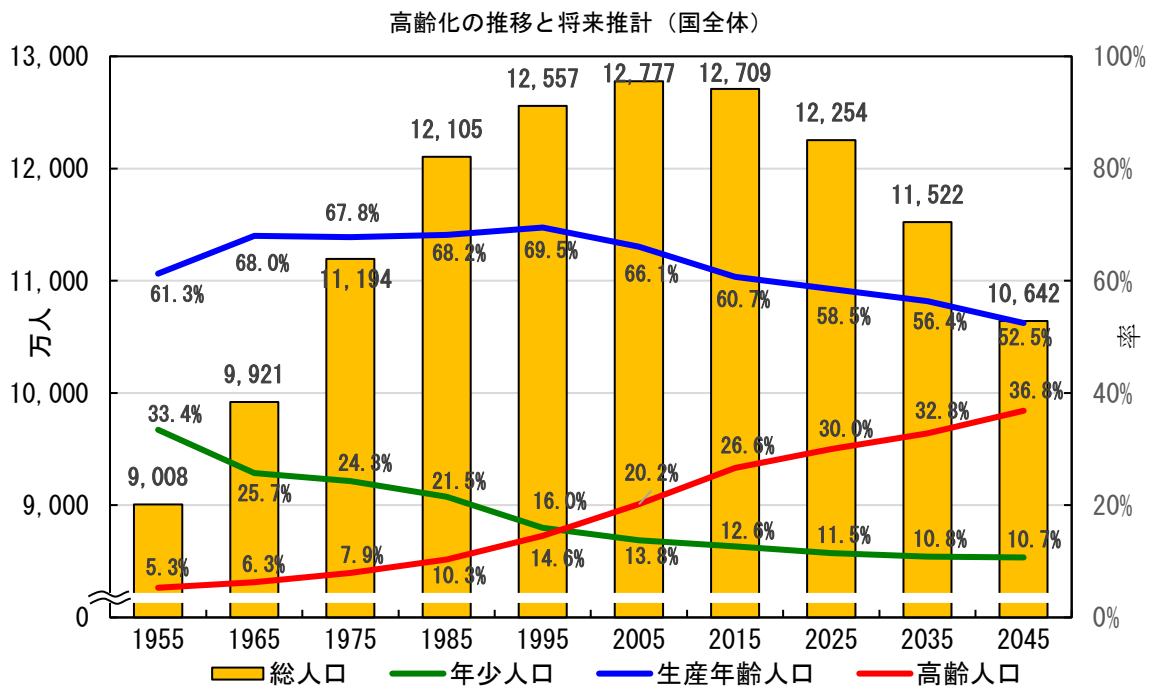
第2章 現状と課題

1 人口構造の変化に伴う労働力人口の減少

我が国においては、世界的に見ても高齢化が急速に進んでおり、団塊の世代が全て75歳となる2025年(令和7年)には、75歳以上が全人口の約18%、2045年(令和27年)には人口は1億600万人にまで減少する一方で、高齢者人口(65歳以上の人口)は約36.8%に高まることが見込まれています。

また、合計特殊出生率(一人の女性が一生の間に産む子供の数を示す)は、2005年(平成17年)に過去最低の1.26を記録し、2018年(平成30年)には1.42まで回復していますが、人口置換水準である2.07まで達しておらず、出生数も91万8397人と100万人を割り込んでおり、少子化も進んでいます。

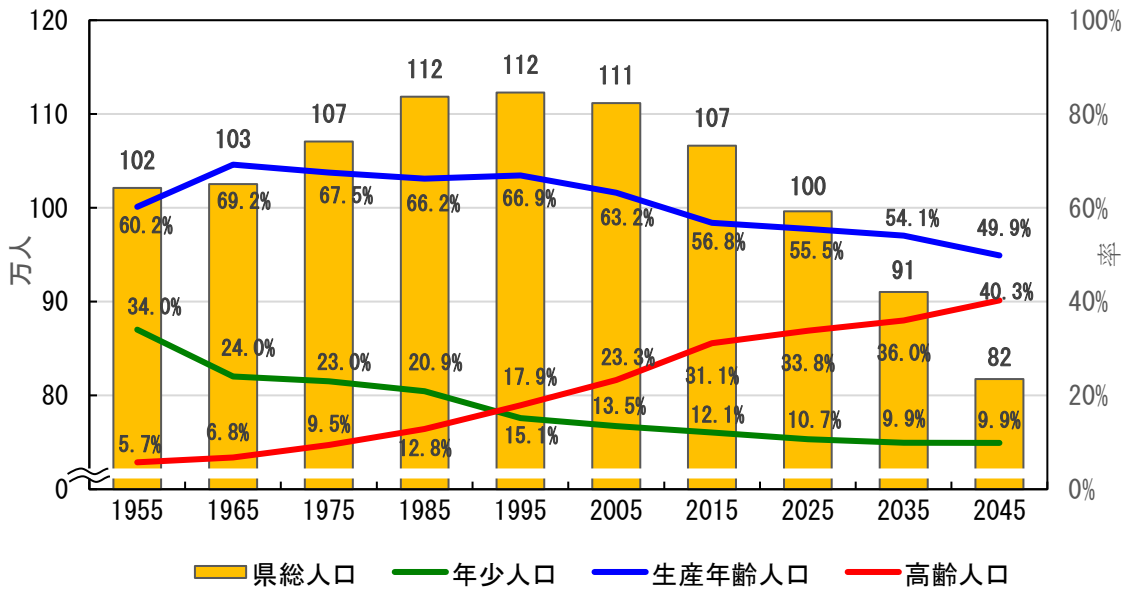
人口減少や少子高齢化の進行、それに伴う生産年齢人口の減少などにより、経済の活力の減退が懸念されるため、ICT等を活用した労働生産性の向上が求められています。



出典：高齢社会白書(令和元年度版)から作成

本県の人口は1998(平成10)年をピークに、全国よりも約10年早く減少に転じています。現在は1975年(昭和50年)当時とほぼ同じ人口ですが、年少人口(15歳未満)は約半分になり、高齢者人口は全国を上回るスピードで高齢化が進行していることもあり、約3倍となっており、人口構造は大きく変化してきています。また、生産年齢人口(15~64歳)は1991年(平成3年)をピークに減少に転じています。

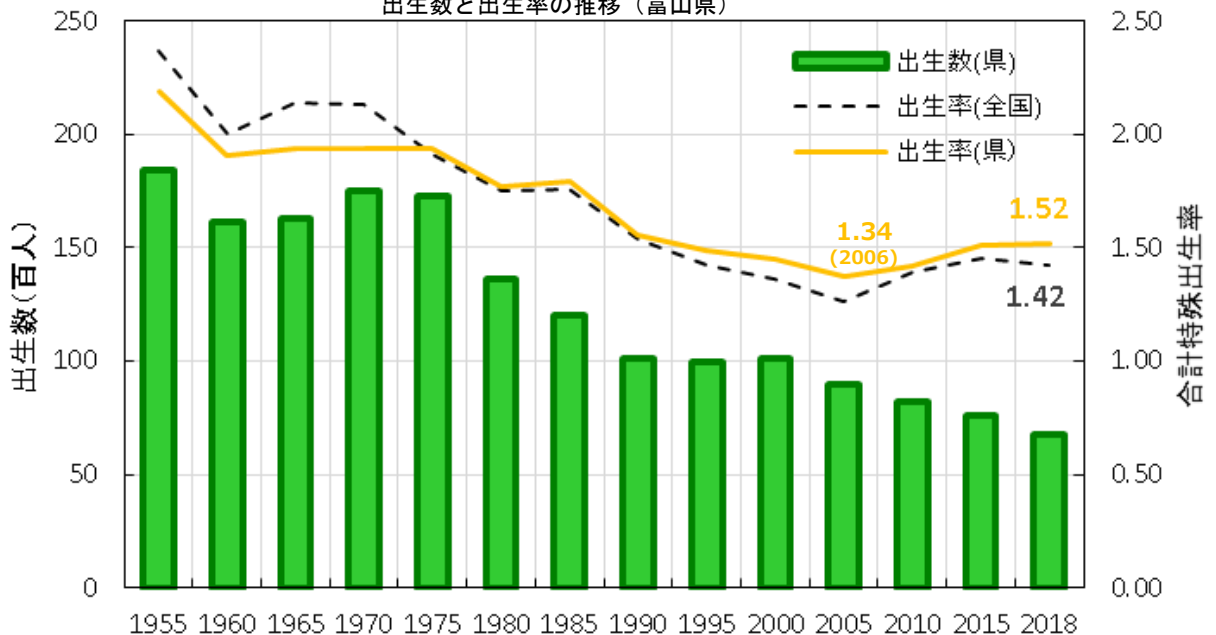
高齢化の推移と将来推計（富山県）



出典：国勢調査（総務省）日本の地域別将来推計人口（国立社会保障・人口問題研究所）

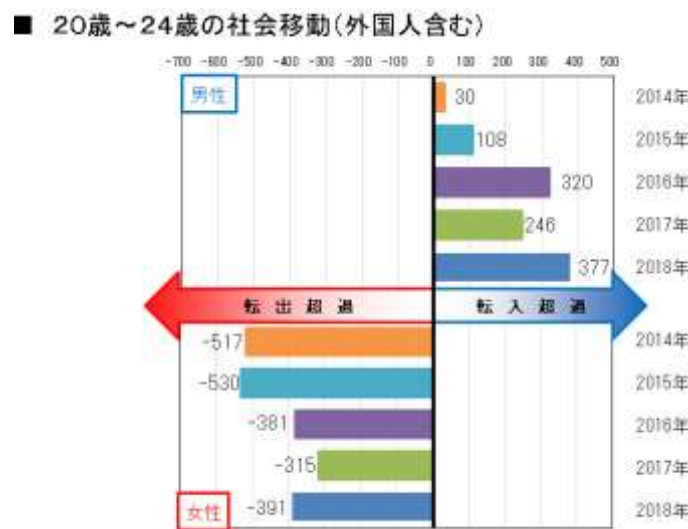
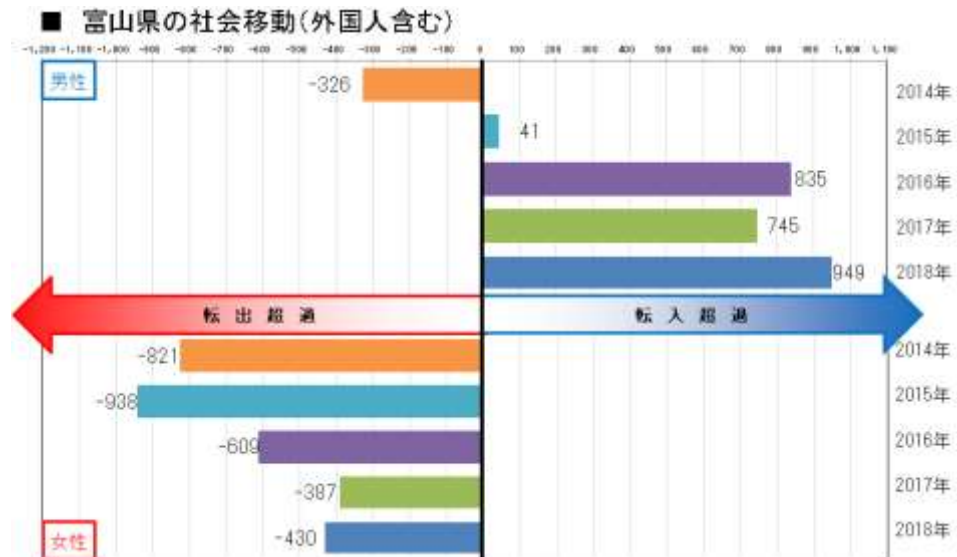
本県の合計特殊出生率は、2006年（平成18年）に1.34まで低下しましたが、2009年（平成21年）の子育て支援・少子化対策条例の制定や全国に先駆けての第三子以降の保育料の原則無償化等、その後の子育て支援施策の拡充などにより、2018年（平成30年）には1.52まで増加しました。ただ、全国平均の1.42を上回っているものの、県民希望出生率の1.90とは依然として開きがあります。

出生数と出生率の推移（富山県）



出典：人口動態統計（厚生労働省）

社会動態については、2017年（平成29年）3月大学卒業者のUターン就職率が58.4%と向上し、2014年（平成26年）から20～24歳の男性の社会動態も増加に転じており、2016年（平成28年）以降、外国人の社会増の影響もあり、社会動態が11年ぶりに転入超過となりました。ただ、20～24歳の女性は転出超過が続いており、女性に魅力的な職場の確保などが課題となっています。



：富山県人口移動調査

一方、20代から30代の若い世代を中心に県内への移住が進んでおり、2008年度（平成20年度）には207名だった県外からの移住者は、2010年度（平成22年度）には300名、2015年度（平成27年度）には462名、2018年度（平成30年度）には905名と増加しています。

今後も、生産年齢人口のさらなる減少を見据え、IoTやAIなどの技術を活用した労働生産性の向上、柔軟で多様な働き方の実現、女性が能力を十分に発揮できる環境整備、高齢者が意欲や能力に応じて地域社会の担い手として活躍できる生涯現役社会の構築がより一層重要となっています。

2 情報通信基盤整備の状況

(1) ブロードバンド・CATVなどの固定系通信

通信技術は進化を続けており、固定系通信においては、電話回線を用いたダイヤルアップや、ISDN、データ通信ネットワークとしてのメタル回線を活用したADSL から、高速な通信を可能とする CATV（ケーブルテレビ）や FTTH（光ファイバ）へのサービスの発展がみられます。



出典：平成 30 年 7 月 ICT インフラ地域展開戦略検討会最終取りまとめ概要（総務省）から作成

国全体における超高速ブロードバンドの整備状況については、2018 年度（平成 30 年度）末現在で 99.5%、居住世帯向けサービスのための光ファイバーの世帯カバー率（FTTH 利用可能世帯カバー率）は 98.8%を達成しつつも、民間事業者による整備が見込まれない地域等においては整備が遅れています。とりわけ条件不利地域を有する地域では整備が停滞しており、地域間で格差が生じている状況です。

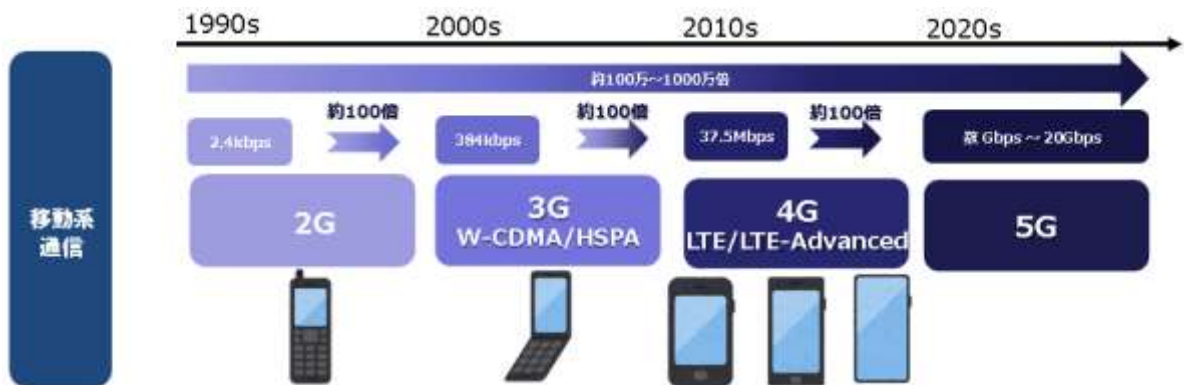
本県では、全国に先駆けて官民一体による CATV 網の整備を推進し、超高速ブロードバンド整備（下り 30Mbps 以上）については世帯カバー率 100%を達成しています。しかしながら、FTTH による超高速ブロードバンド整備（上下 100Mbps 以上）について、民間事業者による整備は採算がとれる市街地を中心に進められており、中山間地域や農山村地域では、整備の目途が立たない地域が存在することから、本県における FTTH 利用可能世帯カバー率は、2018 年度（平成 30 年度）末現在で 97.2%にとどまっています。

災害時における情報伝達手段の確保、4K/8K 放送への対応だけでなく、新たな携帯電話の通信規格である第 5 世代移動通信システム（5G）の基地局整備等に必須となる大容量のデータ伝送が可能な通信回線の確保といった観点からも、県内全域をカバーする CATV の FTTH 化は喫緊の課題となっています。

(2) 携帯電話やスマートフォンなどの移動系通信

1993 年（平成 5 年）にデジタル方式での通信を行う 2G 方式が登場して以降、2001 年（平成 13 年）には高音質、高速化が図られた 3G、2015 年（平成 27 年）には光ファイバー並みの超高速通信を実現することが可能な 4G が登場しており、移動通信システムは約 10 年ごとに高度化してきています。世代の進化とともに通信速度は約 100 倍ずつ伸びており、2020 年（令和 2 年）には、5G の商用サービス開始が予定さ

れています。



出典：平成 30 年 7 月 ICT インフラ地域展開戦略検討会最終取りまとめ概要(総務省)から作成

今後、無線での通信が必要になる場面がこれまで以上に増加していくことが予想されています。また、IoT デバイスによる無線でのネットワークへの接続数も増加していくことが予想されていることから、「超高速」に加えて、「超低遅延」や「多数接続」といった特徴を持つ 5G は、次世代の ICT インフラとして大きく期待されています。



出典：平成 30 年情報通信白書(総務省)

また、全国における携帯電話のサービスエリアの人口カバー率は、99.99%に達するなど、既に人々の生活を支える必要不可欠なサービスとして認知されていますが、緊急輸送道路や避難路、自然公園・登山道などの非居住エリアについても、住民や観光客の安心安全の確保、災害時における有効な通信手段であるとの観点から、携帯電話の重要性が急速に増しています。

このため、国においては、このような非居住エリアについても、国民生活に必要な不可欠なサービスとなっている携帯電話の基地局整備を今後推進する必要があること、さらに、本格的な IoT 時代の到来を見据え、これまで携帯電話のカバーエリアとして想定されなかった地域についても、新たにエリア整備が求められるケースが増加していることから、それらのニーズを的確に把握した上での携帯電話不感地帯における基地局整備のあり方等についての報告書が 2019 年（令和元年）6 月に公表されたところです。

本県では、世界に誇る山岳観光地である立山黒部を国内外の観光客が安心して楽しむことができるよう、2008 年度（平成 20 年度）から携帯電話の不感地帯解消などに取り組んでいるところであり、現在では、「立山黒部」の世界ブランド化のプロジェクトの 1 つとして進めています。

携帯電話が利用できるエリアと利用できないエリアにおいて地域間格差が生じ、携帯電話サービスが高度化することで今後ますます格差が拡大。



出典：令和元年 6 月携帯電話の基地局整備の在り方に関する研究会報告書（総務省）

(3) 公衆無線 LAN(Wi-Fi)

2020年(令和2年)の東京オリンピック・パラリンピック競技大会を控え、観光拠点等における公衆無線 LAN(以下、Wi-Fi)環境の充実が求められていること、また、2011年(平成23年)に発生した東日本大震災や2016年(平成28年)に発生した熊本地震で、被災地の復旧支援活動や避難所等において、Wi-Fiが有効な通信手段として機能したと評価されたことから、Wi-Fi環境整備のさらなる促進が求められています。

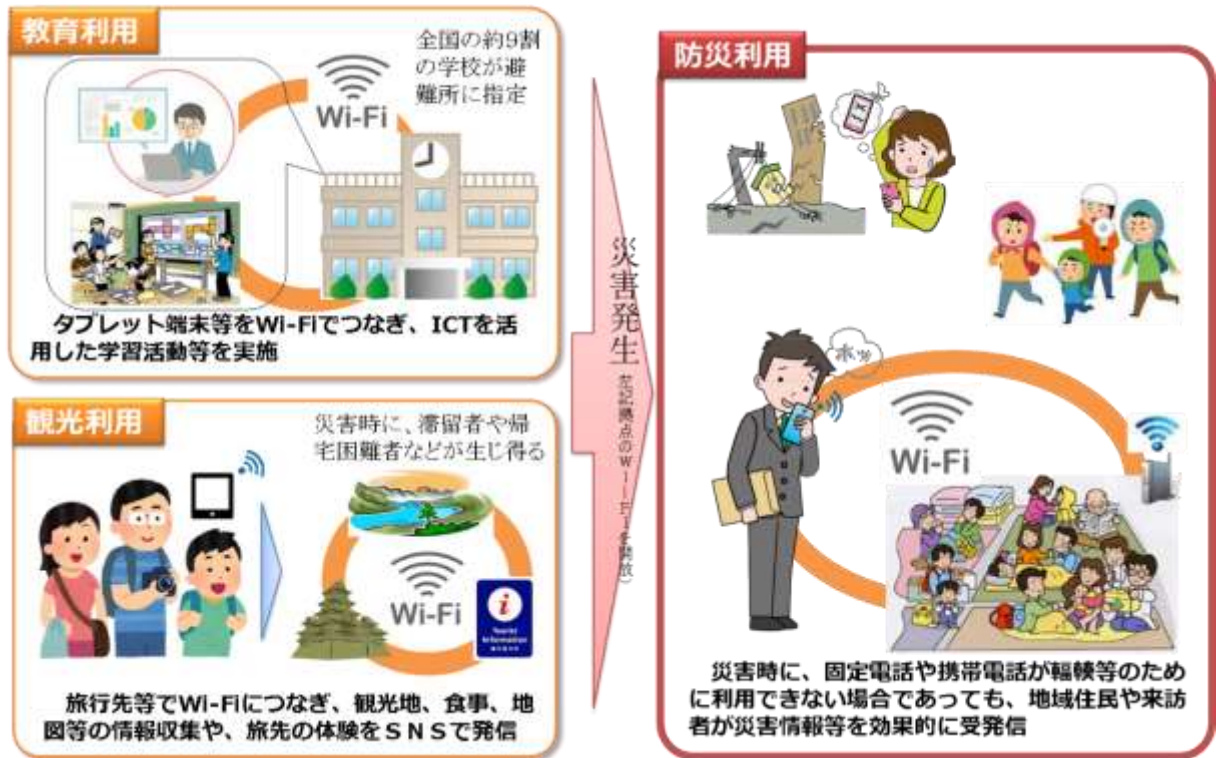
公衆無線 LAN(Wi-Fi)とは



出典：平成30年2月 2020年に向け全国約3万箇所のWi-Fi整備を目指して(総務省)

こうした動きを受け、「日本再興戦略2016」及び「世界最先端IT国家創造宣言」に基づき、2016年(平成28年)12月、国において「防災等に資するWi-Fi環境の整備計画」が策定されました。この計画は、全国の避難所・避難場所、公的施設へのWi-Fi環境の整備を目的としており、2019年度(令和元年度)までに約3万箇所への整備を目標数として設定しています。2018年(平成30年)10月時点における富山県の整備率は84.1%(全国平均73.3%)となっております。

平時と災害時における Wi-Fi の活用



出典：平成 30 年 2 月 2020 年に向け全国約 3 万箇所の Wi-Fi 整備を目指して(総務省)

Wi-Fi の整備にあたっては、利用開始手続きの一元化・簡素化、セキュリティの確保についての課題等があるものの、国では、約 3 万箇所の整備目標数の達成に向け、国による支援や地方財政措置の活用、自主的な整備等を通じ、地方自治体等が主体となった更なる整備の加速化をさせていくとしています。

また、本県では、官民連携による「TOYAMA Free Wi-Fi」の整備推進に取り組んできました。

2015 年(平成 27 年)3 月の北陸新幹線開業を契機とし、外国人を含む観光客及び利用者がストレスなく、無料で利用できる Wi-Fi 環境の整備を推進するため、県と富山市、民間企業で「富山駅 Wi-Fi 整備推進協議会」を設立し、富山駅周辺において、共通の SSID、利用規約の同意のみで利用可能となるワンタップ方式による「TOYAMA Free Wi-Fi」を整備しました。

その後、この動きを県内全域に拡大させるため、2015 年(平成 27 年)5 月に「TOYAMA Free Wi-Fi 整備推進協議会」を設立し、官民連携による整備推進に取り組んでいるところであり、2019 年(令和元年)12 月時点において 158 箇所が利用可能となっています。

TOYAMA Free Wi-Fi が利用可能な場所

海王丸パーク



富山県美術館・環水公園



TOYAMA Free Wi-Fi
のロゴマーク

五箇山(菅沼)



富山きときと空港



立山(室堂)

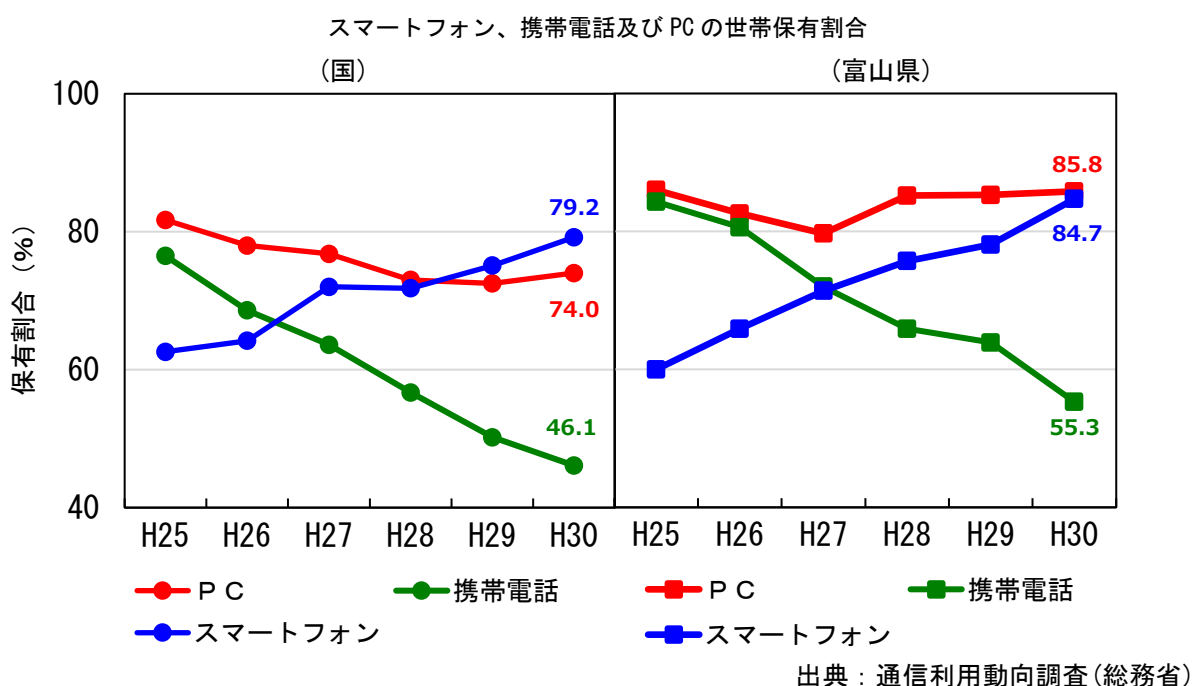


特に本県が進める「立山黒部」の世界ブランド化の実現に向けたプロジェクトの1つとして、立山黒部地区における「TOYAMA Free Wi-Fi」の整備が進められており、標高2,000mを超える山岳地であるにもかかわらず、Wi-Fiを利用することができる、全国でも類を見ないエリアになっています。

3 ICTの普及とデジタルトランスフォーメーション(DX)の進行

1990年代半ばからのインターネットと携帯電話の急激な普及により、情報化の波が押し寄せました。さらにスマートフォンが世界的に普及した結果、人々の意識や行動の範囲が時間や場所を超えて世界的な広がりを持つことになり、世界中で様々な変化、成長、進歩の機会が拡大することとなりました。

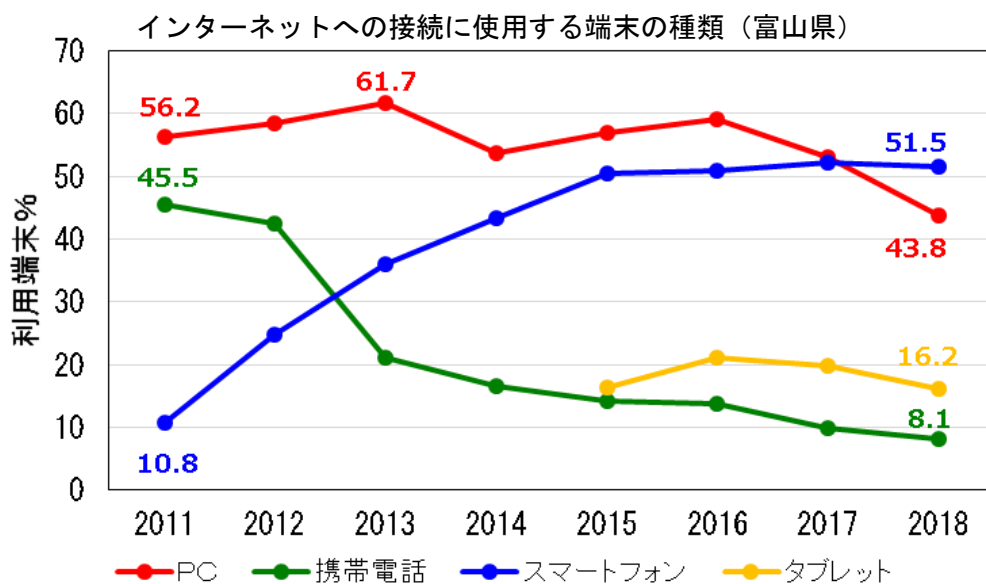
2018年(平成30年)における世帯の情報通信機器の世帯保有状況は、国全体では、モバイル端末全体が95.7%、パソコンは74.0%、スマートフォンは79.2%とスマートフォンの保有率が急速に増加しており、パソコンを上回っています。本県においては、モバイル端末全体で96.5%、うちパソコンは85.8%、スマートフォンは84.7%と、国全体の傾向と同様にスマートフォンの保有割合が急速に増加し、パソコンとほぼ同じ割合になっています。



また、インターネットへの接続端末にも変化がみられており、富山県におけるスマートフォンによるインターネット接続率は、2011年(平成23年)の10.8%から51.5%に増加しています。

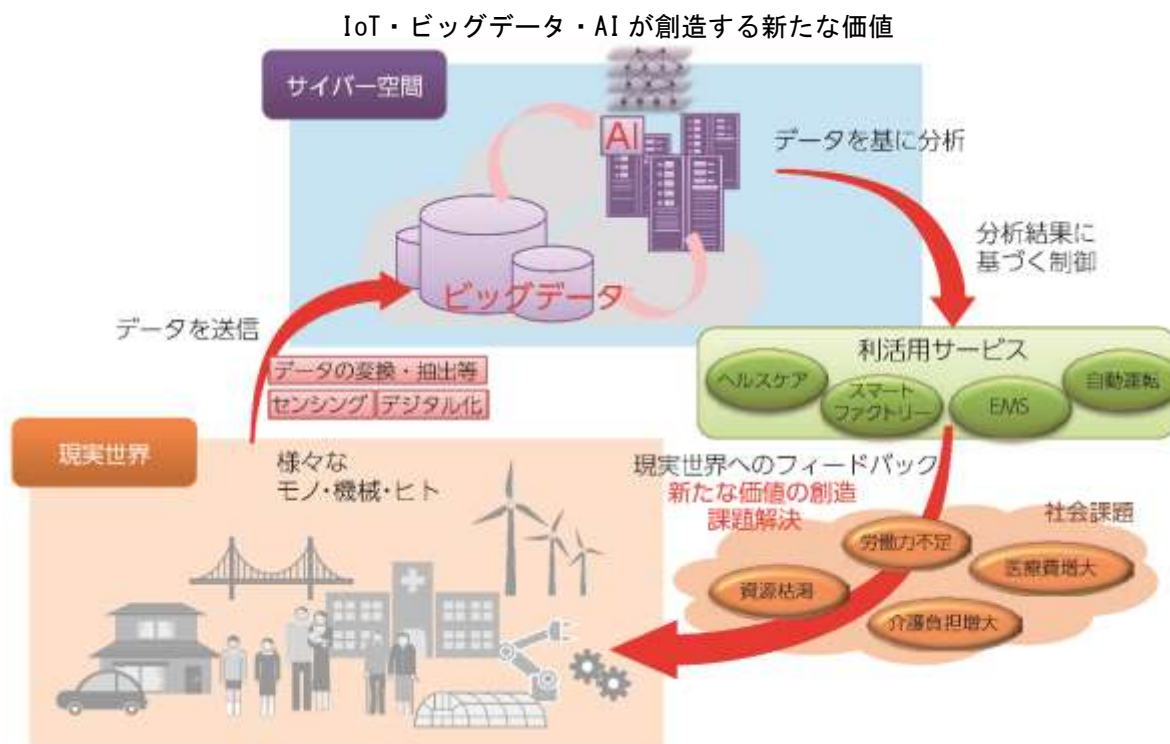
一方、携帯電話からのインターネットへの接続率は、2011年(平成23年)には45.5%であったものの、2018年(平成30年)には8.1%まで大きく低下しています。パソコンからのインターネットの接続も、2013年(平成25年)の61.7%から、2018年(平成30年)には43.8%まで低下し、長期的に減少しているように見受けられます。

スマートフォンやタブレット端末からの接続率が増加していることを考慮すると、インターネットへの接続は、動画等の再生にも適した手軽な高性能端末へ推移していくものと考えられます。



出典：通信利用動向調査(総務省)

近年、インターネット利用の増大と IoT の普及により、様々な情報がネットワークにつながることに伴い、大量のデジタルデータの生成、収集、蓄積が進みつつあります。それらのデータの AI 等による分析結果を、業務効率化や予測精度の向上、最適なアドバイスの提供、効果的な機械の制御などに活用することで、新たな価値の創造につなげることができるとされています。



出典：平成 28 年情報通信白書(総務省)

データは「21 世紀の石油」とも言われるように、その利活用が様々な方面に大きな影響を与えますが、データを多く集めること自体には必ずしも価値はなく、そこから取りだされる様々な意味や知見にこそ価値があります。AI の分析精度向上や様々な領域での活用により新たな価値を生み出すためには、データの量だけではなく、その種類や質が重要であり、多くの高品質なデータを大量に持っていることが、競争力を左右するとともにイノベーションを生み出す元にもなります。

さらに、「ICT の浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させる」デジタルトランスフォーメーション(DX)により、段階を経て従来の社会・経済システムへ影響を及ぼすだけでなく、ICT の能力が最大限引き出される新たな社会への移行を促し、特定の分野や組織に閉じて最適化されていたシステム等が社会全体にとって最適なものに変化していくのではないかと予想されています。

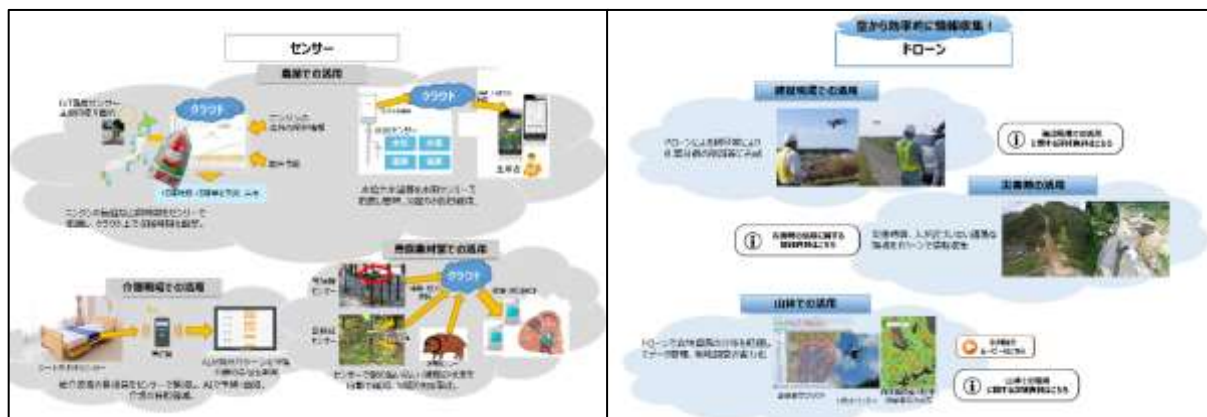
DX の進展により実現する社会の未来像として Society5.0 があります。Society5.0 で実現する社会では、IoT で全ての人とモノがつながり様々な知識や情報が共有により新たな価値を創造されるため、分野横断的な連携や情報収集における困難、年齢や障害などによる労働や行動範囲の制約、少子高齢化や過疎化などの課題が克服されると期待されています。



出典：Society 5.0 とは(内閣府)

現在、5G、AI、クラウド、AR/VR 等、データを扱う新たなデジタル技術を活用し、ものづくり分野における各種センターの導入や、介護ロボット・遠隔医療・健康寿命延伸に向けたビッグデータの活用、ICT 機器を活用した農林水産業の自動化など、様々な研究開発や実証実験、実装が積極的に進められています。

センサーやドローンにおける活用のイメージ



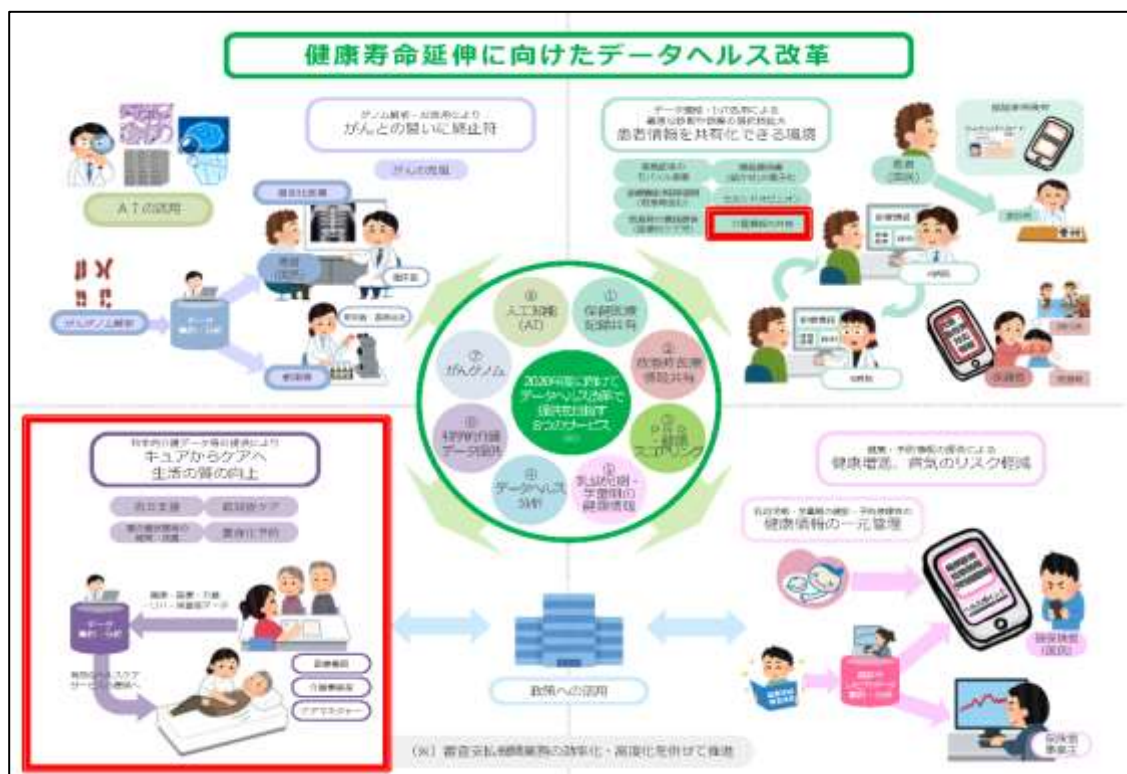
出典：平成31年1月総務大臣メール（総務省）から作成

介護ロボットの例



出典：介護ロボットとは（厚生労働省）から作成

健康分野における ICT 技術の導入検討イメージ



出典：介護・認知症領域における取り組み (厚生労働省) から作成

農業分野における ICT 技術の導入検討例



出典：新技術で実現する新たな農業経営(農林水産省)から作成

また、AI による解析技術により必要な知識や情報が共有・提供され、今までにない価値が生み出される Society5.0 の実現は、地域課題の解決だけでなく、持続可能な開発目標 (SDGs) の達成にも貢献すること期待されています。

デジタル化による SDGs への貢献イメージ

分野	日本・世界における課題	ICTソリューション (例)	想定される効果	SDGs
インフラ	● インフラの不足 ● インフラの脆弱性 ● 通信容量の不足	● 5Gネットワークの整備 ● 光ファイバー、光回線ケーブル等の整備 ● ICT・郵便インフラの強化により、都市圏以外の生活環境 ● 気候・強い気候インフラの整備	● 生活課題の解決 ● 生産性の向上	
農業	● 生産不足、収穫ロスへの対応 ● 不安定 ● 食の安全・食の向上 ● 農業生産現場の人手不足	● スマート農業システムを適用した効率的な農業経営 (自動運転、IoTを活用した情報収集) ● 自律的な生産管理 ● ICTを活用した労働軽減	● 生産性の向上 ● 食の安全・食の向上 ● 食の安全・食の向上 ● 食の安全・食の向上	
医療	● 医師不足 ● 高齢化に伴う医療費の増大 ● 医療費の増大 ● 高齢化に伴う医療費の増大	● 遠隔医療による医療提供の確保 ● センサーを活用したモニタリングで医師、手術記録・手術計画 ● AI・IoT・ビッグデータを活用した医療診断システム構築	● 医療提供の確保 ● 食の安全・食の向上 ● 食の安全・食の向上	
教育	● 質の高い教育へのアクセス不足 ● 地域経済の停滞による教育費の増大 ● 教育費の増大 ● 教育費の増大	● 遠隔教育システムを適用した教育提供の確保 ● AIを活用した学習支援システム構築 ● AIを活用した学習支援システム構築 ● AIを活用した学習支援システム構築	● 教育提供の確保 ● 食の安全・食の向上 ● 食の安全・食の向上	
都市	● 高齢化の進行 ● 人口減少に伴う都市への人口集中 ● 社会インフラの維持管理 ● 電力・エネルギーの不足	● 高齢者・高齢者支援システム構築による高齢者の生活支援 ● ICTを活用した高齢者の生活支援 ● AI・IoT・ビッグデータを活用した都市インフラと社会インフラサービスの効率化 ● AIを活用した都市インフラと社会インフラサービスの効率化 ● AIを活用した都市インフラと社会インフラサービスの効率化	● 都市・地域のカスタマイズ ● 食の安全・食の向上 ● 食の安全・食の向上 ● 食の安全・食の向上	
健康	● 健康増進の課題 ● 市民生活の向上 ● 市民生活の向上	● 健康増進システム構築による健康増進の確保 ● AIを活用した健康増進システム構築 ● AIを活用した健康増進システム構築	● 生活課題の解決 ● 健康・社会活動の活性化 ● 食の安全・食の向上	
金融	● 決済等の金融サービスの供給が不足 ● 金融システム脆弱性の不安 ● 決済サービスの不足	● 決済サービスの効率化システム構築 ● AIを活用した決済サービスの効率化 ● AIを活用した決済サービスの効率化	● 食の安全・食の向上 ● 食の安全・食の向上 ● 食の安全・食の向上	
防災	● 自然災害の発生 ● 災害による大きな被害 ● 自然災害の発生による被害 ● 自然災害の発生による被害	● 衛星・ドローン・センサーを活用した情報収集・災害情報の提供 ● AIを活用した災害情報の提供 ● AIを活用した災害情報の提供	● 災害情報の提供 ● 食の安全・食の向上 ● 食の安全・食の向上	
観光	● 観光客が一極集中 ● 観光客の一極集中	● 観光客の一極集中を解消するためのシステム構築 ● AIを活用した観光客の一極集中を解消するためのシステム構築 ● AIを活用した観光客の一極集中を解消するためのシステム構築	● 食の安全・食の向上 ● 食の安全・食の向上	
ダイバーシティ	● 高齢化による労働力の減少 ● 労働力の減少 ● 労働力の減少	● AIを活用した労働力の確保 ● AIを活用した労働力の確保 ● AIを活用した労働力の確保	● 労働力の確保 ● 食の安全・食の向上 ● 食の安全・食の向上	

出典：令和元年情報通信白書(総務省)

4 スマート自治体整備の取組み

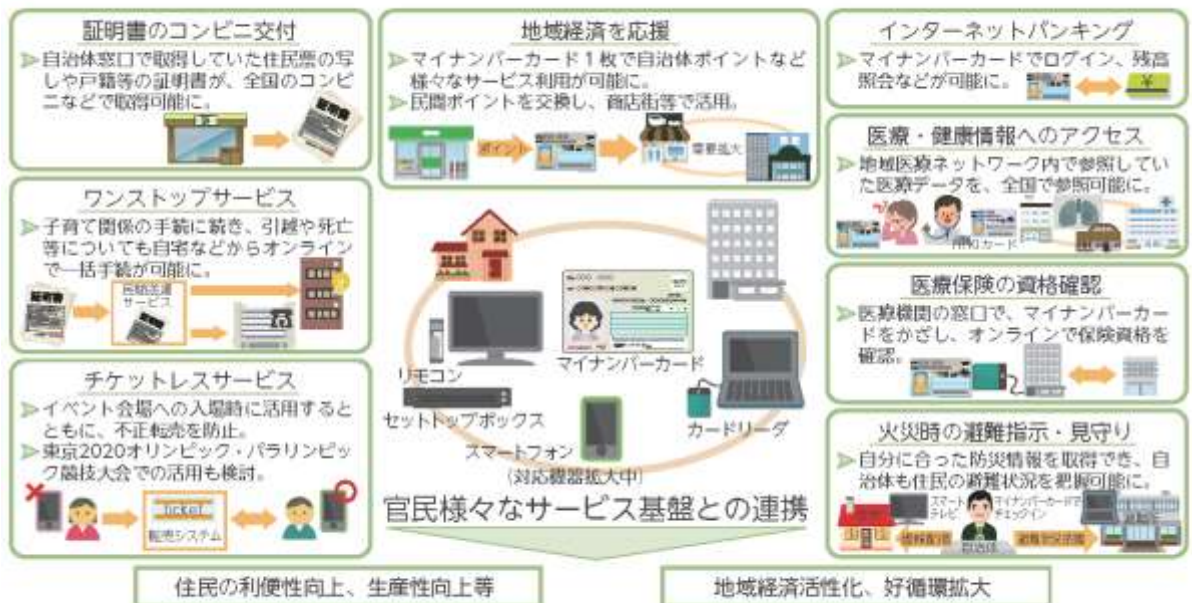
(1) 行政事務のデジタル化と BPR(Business Process Reengineering)

国では、2013年(平成25年)の政府CIOの設置、2016年(平成28年)の官民データ活用推進基本法の成立等により、データ利活用と共にデジタル・ガバメントの実現をその戦略の柱として推進してきました。

2016年(平成28年)1月からその利用が始まった社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)においては、申請における添付書類の削減等による住民の利便性の向上と行政の効率化に資するとともに、所得の正確な把握等を可能とすることにより、社会福祉・税制度の公平・公正性を実現するための社会基盤となっています。申請により取得される個人番号カード(マイナンバーカード)は、オンライン手続きにおける電子署名・本人確認手段となるほか、マイナポータルを通じた各種申請のワンストップサービスの実現、健康保険証等各種身分証明書としても利用可能とするなど、安全・安心で利便性の高いデジタル社会の基盤となることが期待されています。

マイナンバー制度とマイナンバーカードについては、行政事務のデジタル化に欠かせないものであり、その円滑な運用と普及促進に向け取り組んでいく必要があります。

■マイナンバーカードを活用した利活用将来像(マイナンバーカード利活用推進ロードマップ(H29.3)に基づき作成)



資料:「マイナンバー制度の推進に関する大臣書簡」参考資料(財務編)
(http://www.soumu.go.jp/main_content/000529039.pdf) を加工して作成

情報通信技術 (ICT) の急速な発展により、幅広い分野で ICT の果たす役割が拡大していますが、県においても、クラウドコンピューティングや IoT、AI などの新技術の導入による行政サービスの効率化等に取り組むことが求められています。

こうした状況を踏まえ、「コスト削減」、「情報セキュリティの向上」、「ICT の活用による業務効率化」を目的に、平成 24 年（2012 年）、富山県情報システム全体最適化計画（第 1 次最適化計画）を策定し、2016 年度（平成 28 年度）末には、約 4.1 億円の情報システム関連経費の削減を達成し、情報セキュリティの向上や ICT の活用による業務効率化においても一定の成果を上げることが出来ました。

第 1 次最適化計画の策定以降、仮想化技術・クラウドサービスの普及、マイナンバー制度の導入、サイバー攻撃の増加・巧妙化、防災・災害情報の提供、教育分野における ICT の利活用など、IT を取り巻く状況の変化により最適化を図るうえで考慮すべき事項が増えたことから、「コスト適正化」、「セキュリティ対策」、「業務効率・住民サービス向上」、「災害対策」を新たな目的として、2018 年（平成 30 年）、第 2 次富山県情報システム全体最適化計画を策定し、本県情報システムの全体最適化の取組みを継続しているところです。

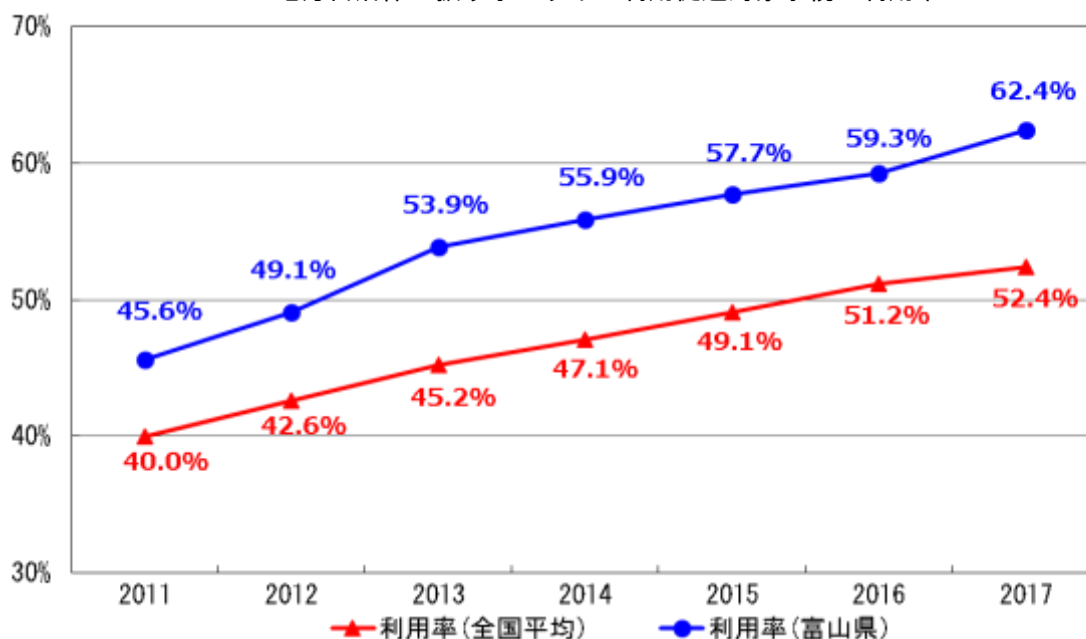
また、今後労働人口が減少する中、行政においても職員の確保が困難となることが想定されるため、自治体職員は職員でなければできない業務に注力し、住民生活に不可欠な行政サービスを提供し続けることが必要となっていくことが指摘されています。そのため、システムの標準化や、業務の流れを分析し、最適化を図る BPR(Business Process Reengineering)を通じた業務プロセスの見直しや、テレワーク等の新たな働き方の普及につながる ICT 利活用の推進など、より少ない職員で効率的に事務を処理する体制を構築する必要性が高まっています。

(2) 行政手続きオンライン化の推進

2016年（平成28年）12月に成立した官民データ活用推進基本法では、行政手続きに係るオンライン利用の原則化が定められました。また、2019年（令和元年）5月に成立したデジタル手続法では、行政のデジタル化に関する基本原則として「デジタルファースト」「ワンスオンリー」「コネクティッド・ワンストップ」が示されるとともに、行政のデジタル化を推進するための個別施策を講ずることが定められており、地方自治体においても、更なる行政手続きのオンライン化等に取り組んでいくことが求められています。

県では、2013年（平成15年）6月から、インターネットを通じた申請・届出や様式のダウンロードのための市町村との共同窓口である「eとやま.net」を提供してきましたが、2018年（平成30年）4月、県内各市町村との共同調達により「富山県電子申請サービス」ポータルサイトとして更新したところです。新たなサービスはマイナポータルとも連携しており、「子育てワンストップサービス」が簡単に利用できるようになるなど、住民サービスが向上しました。

地方自治体が扱うオンライン利用促進対象手続の利用率



出典：令和元年情報通信白書（総務省）、富山県調べ

ただ、利用可能な手続きは、本人確認を必要としない簡易な手続きが中心であり、対面での説明を前提とした手続きや、図面等多くの添付書類が求められる手続きなど、依然として多くの手続きが書類により行われています。

住民が窓口に来なくても行政手続きを行うことができるようになる住民サービス向上の観点に加え、行政事務においてAI・RPA等のICTを効果的に活用するためには、最初から電子データを用いて業務を開始できることが重要であることから、手続きのオンライン化を進める必要があります。手続きのオンライン化の推進にあたっては、行政事務を単純に電子化するのではなく、慣習的に行われている押印や書類の添付など、デジタル化を妨げる要因の解消を含めた業務の見直しも進める必要があることから、全庁的に取り組んでいかなければなりません。

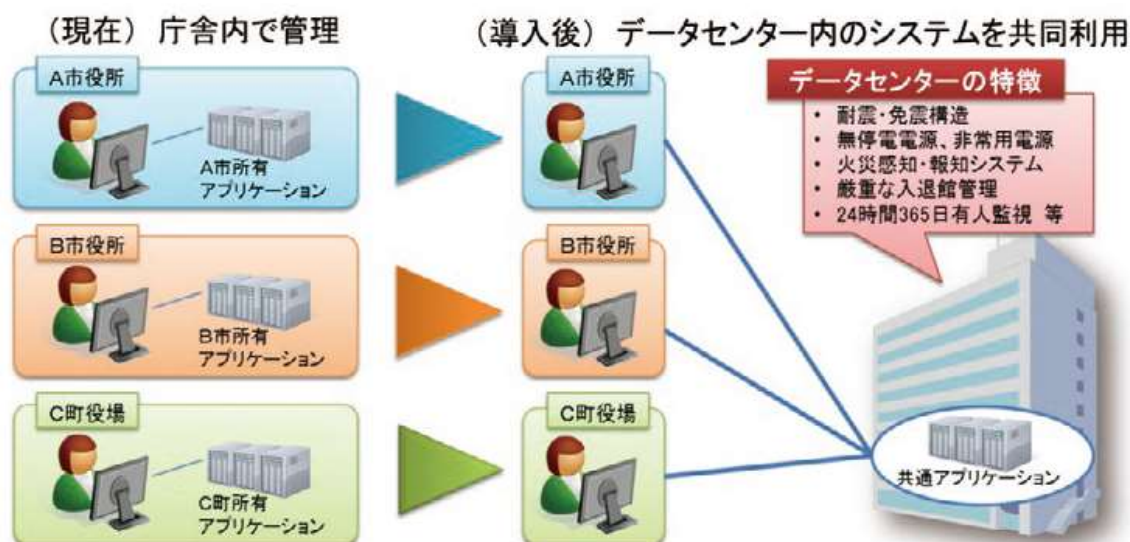
(3) 市町村との連携と自治体クラウドの推進

県では、2013 年度（平成 25 年度）から県と市町村からなる「富山県共同利用型自治体クラウド会議」を設置し、①市町村の基幹系業務システム、②市町村の内部系業務システム、③県・市町村の電子申請システム等の共同化を行い、ICT コストの削減等に取り組んできました。システムの共同利用にあたっては、業務プロセスの標準化が重要であるとともに、調達・運用コストの増大を避けるためには、既に IT ベンダーが提供するパッケージソフトをノンカスタマイズで導入し、その内容に業務フローを合わせていくことも必要です。

こうした業務プロセスの標準化のためには、データや記載の項目、様式・帳票の標準化も重要です。

さらに各種システム間の連携を可能するためには、データ形式の標準化といったことも重要であり、こうしたことについても取り組んでいく必要があります。

自治体クラウドのイメージ



出典：平成 26 年情報通信白書（総務省）

(4) 公民協働とオープンデータの推進

これまでの社会においては、知識や情報が共有されず、分野横断的な連携が不十分との問題もありましたが、Society5.0 で実現される社会においては、知識や情報が共有され今までにない新たな価値を生み出すため、様々な地域課題の解決が図られることが期待されています。

2011年(平成23年)3月の東日本大震災を契機としてオープンデータに関する機運が高まり、それ以降、国・地方自治体の両方でオープンデータの取組みが進められてきました。2016年(平成28年)の「官民データ活用推進基本法」の成立や、同法に基づいた国の計画である「世界最先端IT国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」では、地方自治体におけるオープンデータの推進も求められています。

県では、県が保有する公共データは県民共有の財産であるとの認識に立ち、2017年(平成29年)10月に「富山県オープンデータポータルサイト」を開設し、県が保有するデータのオープンデータとしての公開を進めています。なお、①個人情報が含まれるもの、②国や公共の安全、秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるもの、③法人や個人の権利利益を害するおそれがあるもの等、公開することが適当ではない情報に対して公開の要望があった場合は、オープンデータとして公開できない理由を公開することを原則としています。

また、県内の一部の市では、県に先駆けてオープンデータに取り組んでいましたが、県内全市町村でのオープンデータの取組開始を目指し、「電子自治体の整備に関する研究会」において共通フォーマットでのデータ提供に関する検討を行い、2019年(令和元年)7月には、県内全市町村におけるオープンデータ化が始まりました。

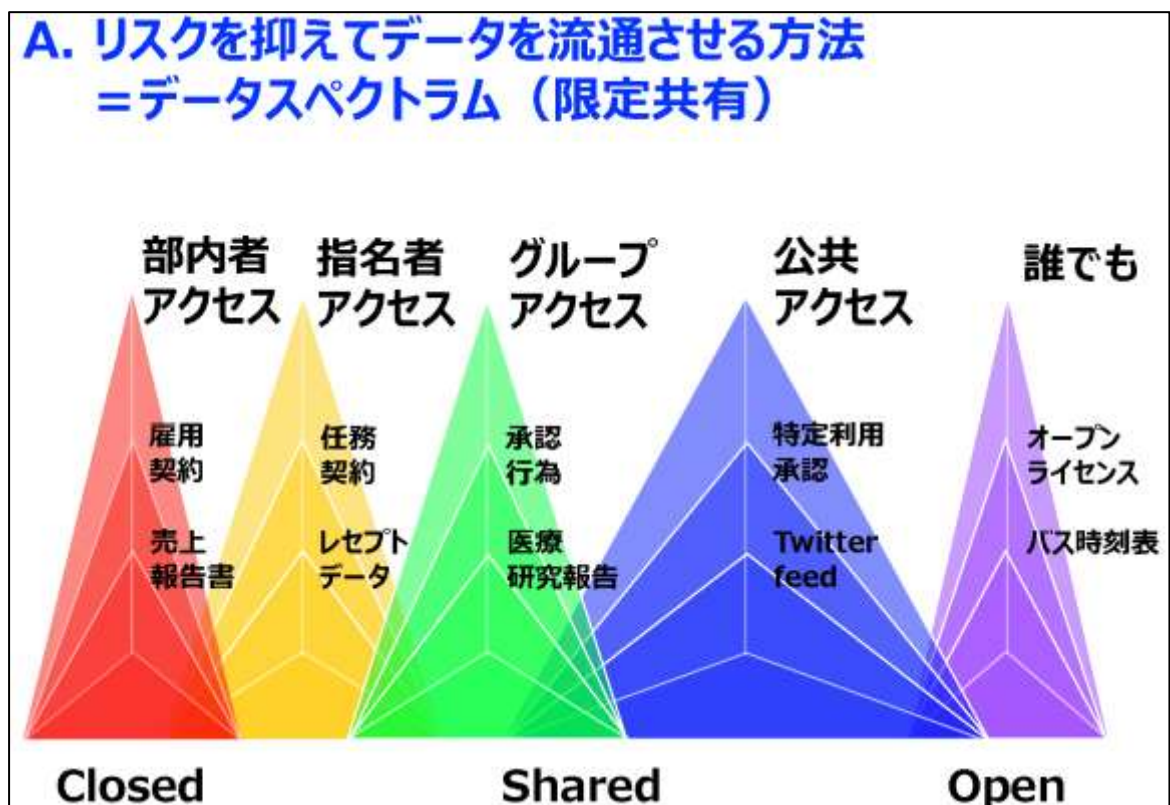
さらに、2019年(令和元年)4月には、県内のシビックテックコミュニティの協力も得て、全国に先駆けて県内全てのバス事業者のバス情報をオープンデータ化することができました。今後とも市町村も含めた公民連携の取組みにより、地域課題の解決を進めていくことが求められています。

一方、何らかの理由により即座にオープンデータとして公開することが困難な情報も存在します。これまで公開していないデータをオープンデータとして公開することで市民生活の安全の維持に支障を及ぼすおそれ等がある場合には、公開に先立ち、公開による効果とリスクの比較検討をすることが必要となります。

こうしたデータについては、データの利用目的、範囲、提供先などを限定して公開し、その活用を図っていく方法（以下「限定公開」という。）が提案されています。

国では、官民データ活用推進基本法を踏まえ、公共データの公開及び活用に取り組む上での基本方針となる「オープンデータ基本指針」を2017年(平成29年)に定めていますが、更なるオープンデータの公開及びデータ利活用の普及促進に向け、2019年(令和元年)6月の改定において、オープンデータ公開不可能な情報に関する利用を図るため、支障のあるデータを除いての公開や、限定的な関係者の間のみで共有を図る「限定公開」の仕組みについて規定しました。

限定公開の概念図



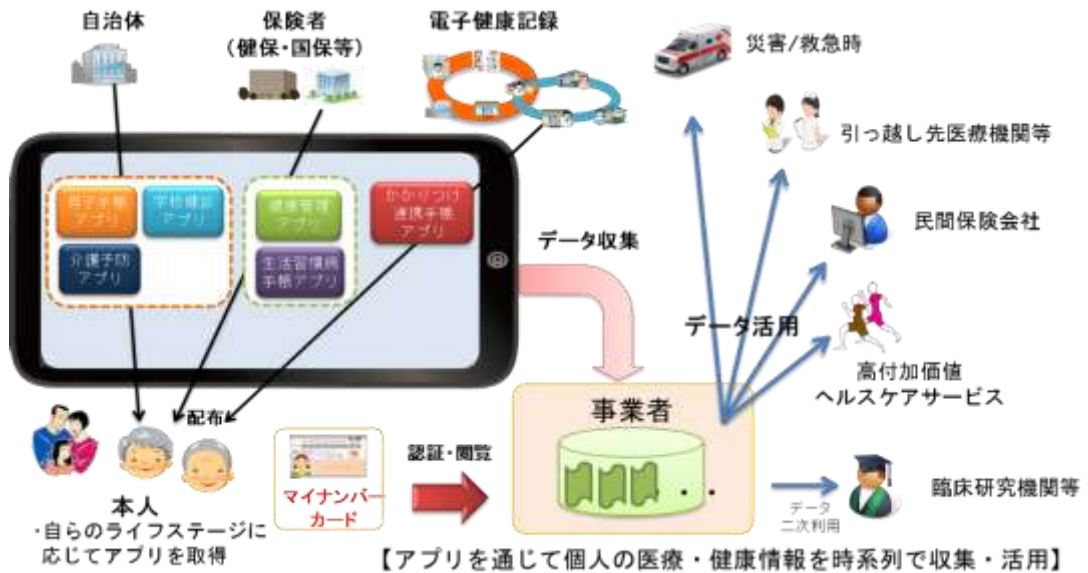
出典：R1. 5. 17 デジタルシティつくば 筑波大学川島教授講演資料から抜粋

限定公開の例としては、PHR (Personal Health Record) のデータ活用があげられます。

PHR データの活用により、災害救急時の早急な対応や高付加価値なヘルスケアサービスの提供が可能になるのではないかと考えられていますが、データ提供者

の事前の同意や、個人の特定を防ぐためのデータの匿名化の手段及び活用目的に応じたデータの適切な処理方法、適切な情報の取扱いがなされているかについてのモニタリングなどの課題も指摘されています。

PHR サービスモデル等の構築



出典：データ利活用基盤の構築等(内閣府)を参考に作成

○期待される効果

- ・災害、救急時における早急な対応
- ・引っ越し先医療機関等との連携
- ・新たな高付加価値ヘルスケアサービスの提供
- ・臨床研究機関等における研究開発

等

○想定される課題

- ・データ提供者の事前同意
- ・データの匿名化の手段及び活用目的に応じたデータの適切な処理方法
- ・データの適切な取扱いの確認 (モニタリング)

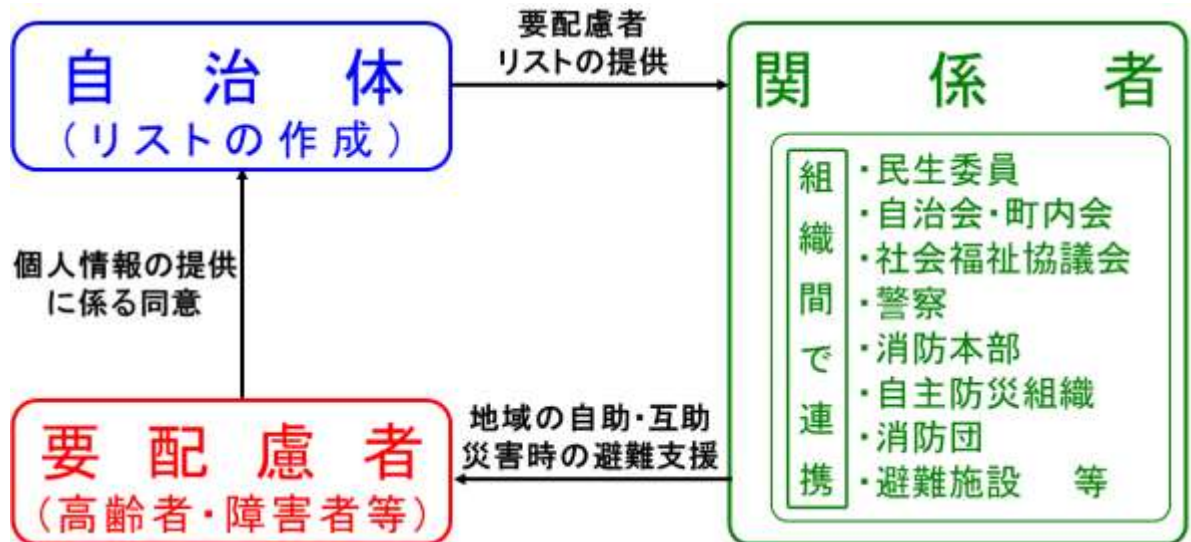
等

また、地域の高齢者や障害者等については、住み慣れた地域で安心して生活を送ることができるよう、地域ぐるみで支えあうことが重要となっており、災害が発生したときに自力での避難が困難な要配慮者については、警察や消防だけでなく、民生委員や町内会などの地域の関係者が避難を支援する必要があります。

こうしたことから、平成 25 年 (2013 年) 6 月に災害対策基本法が改正され、「避難行動要支援者名簿」の作成が各市町村に義務付けられるとともに、その作成に際し必要な個人情報を利用できるようになりました。

それにより、避難行動要支援者本人からの同意を得て、平常時から消防機関や民生委員等の避難支援等関係者に情報提供すること、現に災害が発生、又は発生

のおそれが生じた場合には、本人の同意の有無に関わらず、名簿情報を避難支援等関係者その他の者に提供ができるとされましたが、その一方で、名簿情報の守秘義務や漏えい防止など、個人情報の適切な取扱いも求められています。



○期待される効果	
・ 住み慣れた地域における自立した生活のための支援	
・ 災害時における要配慮者の避難支援	等
○想定される課題	
・ 個人情報提供に係る事前の同意	
・ 同意を得られていない要配慮者の情報の共有範囲	
・ データの適切な取扱いの確認 (モニタリング)	等

限定公開は、将来的なオープンデータ化を見据えて行われることが望ましいですが、限定公開に先立つ効果とリスクの比較や検討は、即座に公開することが困難であるデータであるとの観点からも、当該データの利用目的等を特定するなど必要な条件を付したうえで、信頼しうる関係者内においてのみで行うインカメラ等のクローズドな環境でされることが適当とされています。

限定公開を行うためには、社会システムとしての高い信頼性とセキュリティを確保しつつ、データ活用に関するプライバシーの保護とデータ利活用の効果も含め、様々な観点からの検討を進める必要があります。

第3章 目指すべき姿

1990年代から減少に転じた県内の人口はその後も下げ止まっておらず、2045年には、約82万人になる見込みとされています。

そのような中において、今以上に人口減少が深刻化しても持続可能な形で行政サービスを提供し続け、住民福祉の水準を維持するためには、IoTやAI・ロボット等の新たな技術を活用した行政サービスの効率化やRPA等の導入することにより、単純作業を前提とした事務作業から行政職員を解放し、団体の規模・能力や職員の経験年数に関わらずミスなく効率的な事務処理を行う高い労働生産性を持つ行政組織への転換を図るとともに、ベテラン職員の経験をAI等に蓄積・代替し、行政職員は、職員でなければできない、より価値の高い業務や新たな付加価値の創出する業務に従事するスマート自治体の実現が求められています。

そのためには、サービスデザイン思考やBPRに基づく行政手続きの簡素化を進めるほか、行政手続きのオンライン化・ワンストップサービスの促進、マイナンバーカードの利活用促進による行政のデジタル化を推進するとともに、情報システムやデータを最大限に活用した次世代型行政サービスの提供を、県内市町村と十分連携しながら進める必要があります。

こうしたサービスを誰もがどこでも享受できるためには、デジタルデバイドによる情報格差が発生しないようにすることが必要です。特に5G等による大容量のデータ通信が行われるSociety5.0が実現した社会では、通信環境の確保は大きな課題であり、そのためには、県内全域でのFTTH化を進めることは必要不可欠です。不採算地域であることを理由にFTTH化から取り残されることのないよう、様々な方策の検討を進めることも重要です。

また、新たな技術の活用にあたっては、限りある予算を効果的に活用するためにも、試験導入による効果検証を行うなど、費用対効果をしっかり見極めたうえで導入することも重要であり、これまで以上に業務担当課と情報部門がしっかりと連携して取り組むことが必要です。

さらに、年々サイバー攻撃が増え続けていることに加え、個人情報流出やデータの改ざんなどの情報事故も後を立たないことから、行政のデジタル化を進めるためには、十分なセキュリティ対策も重要です。

これまでは地域の課題解決の大半を行政が担いがちな傾向もありましたが、県が直面する人口減少等の多様化・複雑化している地域課題を解決するためには、関係者間の役割分担を見直し、多様な担い手による公共サービスの提供も必要です。

県が保有する様々なデータをオープンデータとして提供し、自由に利活用してもらうことにより、新たな価値を生み出す動きを作り出す方策の一つとして、シビックテックコミュニティや民間企業と連携した取組みを進めるなど、県民一人ひとりが自らの役割を認識しつつ積極的に参画していく、より一層の公民連携の取組みが

必要となっています。

こうした現状及び課題に基づき、本計画において目指すべき姿として下記のとおり整理しました。

本計画において目指すべき姿

- ・ 情報システムやデータ利活用による次世代型行政サービスの提供
- ・ IoT や AI ・ ロボット等の新技術の導入による行政サービスの効率化推進
- ・ 人口減少社会に対応する働き方改革、革新的技術による新たな付加価値の創出を促進
- ・ 行政や民間事業者、NPO 等、それぞれの特性を活かした協働の取組み

第4章 基本方針

目指すべき姿の実現にあたり、「県民サービスの向上」及び「業務効率化」の2つの観点から、基本的な考え方を下記のとおり整理しました。

【基本的な考え方】

①ICT 利活用による県民サービスの向上

- ・サービスデザイン思考による BPR の促進
- ・オンライン手続き導入推進、ワンストップサービス促進
- ・セキュリティに十分配慮した安全なサービスの提供

②ICT 利活用による業務効率化

- ・成功事例の共有と横展開
- ・RPA や IoT の導入など新たな取組みは、スモールスタートによりフィードバックを行いながら改善し、対象を拡大

基本的な考え方に基づき、次の5つの基本方針により計画を実行します。

【基本方針】

1 DX（デジタルトランスフォーメーション）とシステム改革・BPRの推進

- ・デジタル技術の活用による利用者中心のサービスの提供
- ・デジタル視点での業務プロセスの見直しと業務効率化、データの標準化
- ・市町村との情報システムの共同利用に向けた取組み

2 行政手続きオンライン化の推進

- ・「すぐ使える」「簡単」「便利」な行政サービスを目指し、申請・届出等手続きのオンライン化を推進
- ・マイナンバー制度の円滑な運用、マイナンバーカードの普及・利活用の促進や支援

3 オープンデータの推進

- ・県や市町村、民間企業が提供するオープンデータの拡大・充実
- ・民間事業者やシビックテックコミュニティ等との公民連携によるデータ利活用を通じた地域課題の解決の取組み
- ・個人情報及びプライバシーの保護を前提とした上で、有用性の高いデータを限定的に公開する取組みの検討

4 デジタルデバイド対策

- ・超高速ブロードバンドの整備の促進
- ・デジタル活用共生社会の実現

5 新たな技術やサービスの積極的な活用検討

- ・クラウドサービスやパッケージソフトの活用
- ・5G や AI、IoT、RPA、ドローン等については、業務部門と連携を図り、業務効率や費用対効果等を含め積極的に検討

第5章 個別施策

1 スマート自治体の推進（オンライン化）

（1）行政のデジタル化、AI・RPAの活用

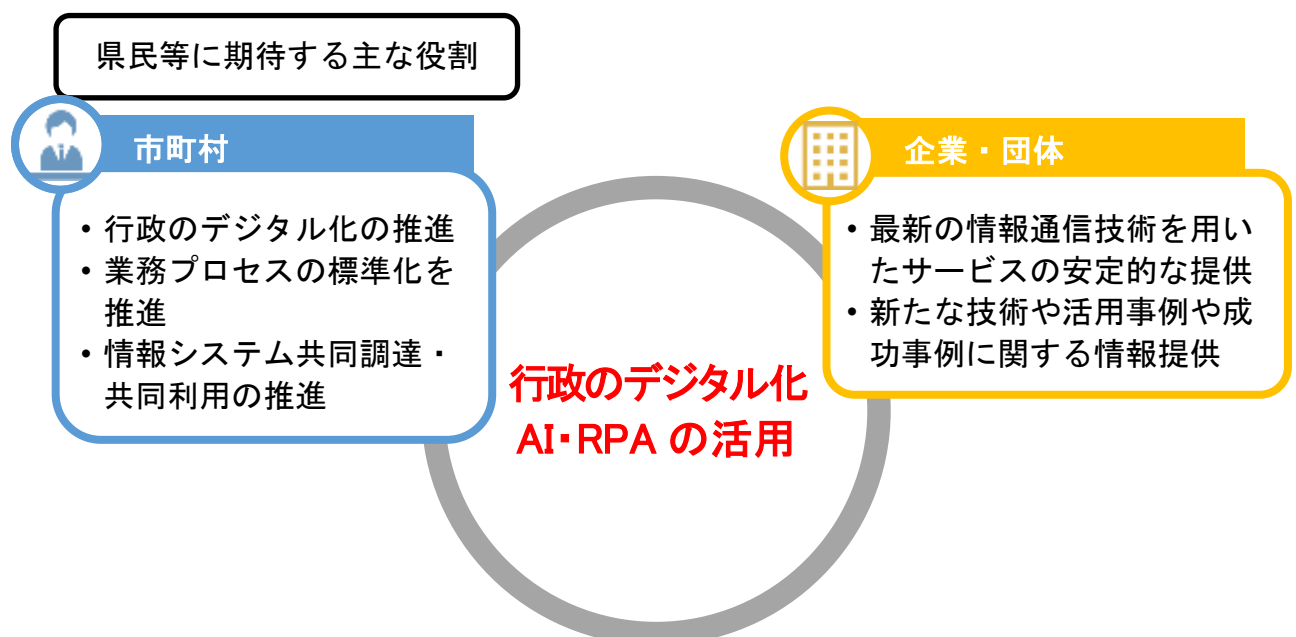
【主な施策】

ア）行政のデジタル化とシステムの標準化

- ・ 公文書電子決裁の利用促進
- ・ 紙でのみ管理されている台帳など紙媒体の電子化、データの標準化
- ・ 誰にでも利用しやすいホームページへの改善・充実による、情報発信力の向上及び県民の利便性向上と UX（ユーザーエクスペリエンス）の改善
- ・ 市町村との情報システム共同調達・共同利用の推進等を通じ、市町村に対する ICT を活用した行政サービスの導入促進、技術的な支援

イ）AI・RPA等の活用による業務改善

- ・ 住民生活に不可欠な行政サービスをより効率的に処理する体制を構築するため、サービスデザイン思考や BPR の考え方に基づいた AI・RPA 等 ICT 技術の活用を推進
- ・ 定型的な内部事務を自動化するために RPA ツールを実装
- ・ AI 等最先端の ICT 技術の試験的な導入や情報収集など、業務効率化の領域拡大に向けた検討を継続的に実施
- ・ ICT 技術を活用した業務改善の成功事例を全庁で共有し横展開
- ・ 富山県共同利用型クラウド構成団体における、市町村業務の業務プロセス標準化と RPA 導入の取組みに対する情報提供及び技術的な支援
- ・ 最先端技術の導入や生産性を上げる工夫による女性や高齢者が働きやすい環境の整備



(2) 行政手続きオンライン化の推進

【主な施策】

ア) 電子申請サービスの手続き拡充

- ・ 県が窓口となる行政手続きにおける、本人確認や押印、添付書類の廃止も含めた手続きの見直し、オンライン手続きの導入推進
- ・ 「富山県電子申請サービス」ポータルサイトを活用した申請・届出等手続きの拡充
- ・ 国が整備する複数手続きを一つの ID で申請できる認証システム（法人共通認証基盤）「法人デジタルプラットフォーム」への対応

イ) 市町村によるマイナンバー利用促進のための支援や普及啓発

- ・ マイナンバー関連システムの円滑な運用、セキュリティの確保
- ・ 自治体クラウドによるマイナンバー関連システムの構築運用等への支援
- ・ コンビニ交付システム等の共同利用への支援
- ・ 安全管理措置やセキュリティについての職員研修の実施
- ・ マイナポータルを利用したワンストップサービス拡充への支援
- ・ マイキープラットフォームを利用した消費活性化策に関する広報実施等への支援

県民等に期待する主な役割



市町村

- ・ 「富山県電子申請サービス」ポータルサイトの積極的な活用
- ・ マイナンバー制度の着実な運用、マイナンバーカードの円滑な発行
- ・ マイナポータルを利用したワンストップサービスや、コンビニ交付システム、マイキープラットフォームを利用した自治体ポイントの実施等マイナンバーカードの利便性向上



県民・NPO等

- ・ 「富山県電子申請サービス」による申請
- ・ マイナンバーカードの積極的な取得及び利活用



企業・団体

- ・ 電子申請化された手続きの利用
- ・ 国が整備した法人共通認証基盤「法人デジタルプラットフォーム」の利用

行政手続き オンライン化 の推進

(3) オープンデータの推進

【主な施策】

ア) オープンデータの充実

- ・オープンデータポータルサイトに掲載しているデータの充実
- ・市町村におけるオープンデータを推進するための技術的な支援
- ・公開することが適当でないデータについては、限定的な関係者間での共有を図る「限定公開」の手法も積極的に活用

イ) オープンデータを活用するための公民連携の推進

- ・有志の市民エンジニアが行うシビックテック活動など、NPO 団体等が行う主体的な取組みへの支援
- ・「富山型官民データラウンドテーブル」（仮称）の実施等による民間事業者やシビックテックコミュニティ等との意見交換を通じた公民連携を推進



バス情報の活用に関する取組み (Code for Toyama City 提供資料)

県民等に期待する主な役割



市町村

- ・市町村が有するデータのオープンデータ化の推進
- ・オープンデータの普及啓発



県民・NPO 等

- ・オープンデータ化の推進に向けた意見交換・提案
- ・オープンデータ化されたデータの積極的な利活用



企業・団体

- ・オープンデータ等の利活用による、多様な新サービスやビジネスの創出
- ・電力・ガス・通信・放送・交通等の公共事業分野の事業者によるオープンデータの推進

オープンデータの推進

2 個別分野における取組み

(1) ものづくり分野

【個別分野における政策目標】

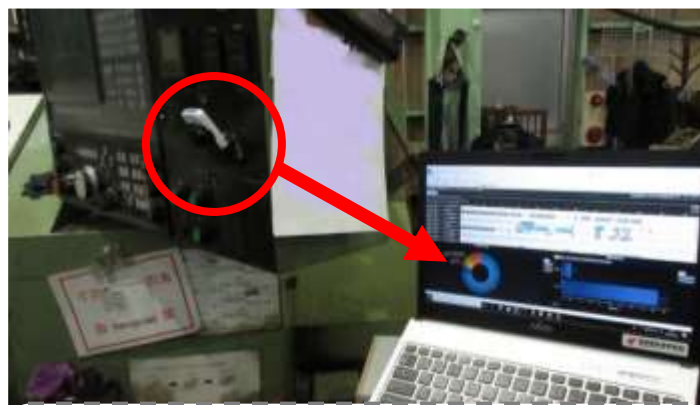
- ・IoT や AI などの第四次産業革命の技術革新を活用し、生産性の向上や新たな付加価値の創出を促進

【主な施策】

- ・富山県 IoT 推進コンソーシアムによる産学官金連携した IoT 等の導入・活用の推進
- ・セミナー、視察、ツール体験などによる IoT 等の先進事例や最新動向、導入メリット等の情報提供、各種相談対応、企業交流による新たなネットワークづくりの場の創出
- ・IoT、AI の導入・活用に向けた設備投資の促進のため、生産性向上を図る先進的な取り組みや小さな単位からの実施（スモールスタート）への補助、融資による支援
- ・IoT 等のデジタル技術の活用を進めるための指導者や現場技術者などの人材育成、経営者等の理解促進
- ・大学等における休日や夜間の専門講座の開催など、リカレント教育や職業能力開発の充実



ワークショップで IoT 導入について意見交換



工場内の機械の稼働状況をセンサーで把握し、見える化
⇒効率的な生産体制を検討し、生産性向上をめざす。

(2) 農林水産業分野

【個別分野における政策目標】

- ・ものづくり・ICT 分野等の技術を生かした、省力化や農産物の品質の向上、ICT やロボット等を活用した技術の実証

【主な施策】

- ・「とやま型スマート農業推進コンソーシアム」の設置・運営により、ICT やロボット技術を活用したスマート農業を推進
- ・スマート農業普及拠点施設を整備し、先進的な農業を志す若者など人材の育成やスマート農業の普及促進
- ・ICT やロボット等を活用した技術の導入効果等を地域の農業経営の現場で実証
- ・本県の基幹作物である水稻に加え、園芸作物や複合経営(水稻+園芸)を対象としたスマート農業技術の実証支援
- ・スマート農機による除草作業など中山間地農業の省力化を支援
- ・水管理労力の削減に向けた ICT 化等による農業水利施設の高機能化など、先端技術を取り入れた農業生産基盤の整備等への支援
- ・5G を活用したイノシシ等の侵入防止柵の維持管理、点検作業等の省力化や自動追い払い機の開発、ICT 等を活用したスマート捕獲の実現に向けた実証実験など
- ・ICT・ロボット技術等の活用などによるチューリップの低コスト・省力生産体制の確立を支援
- ・搾乳ロボットや分娩監視装置などの新技術の活用促進
- ・航空レーザ計測による詳細な森林資源情報の整備、森林クラウドの導入による県産材の需給のマッチングなどスマート林業の推進
- ・ICT 技術を活用した、リアルタイムで入網状況を確認・共有できる魚探システムの導入や漁具改良等により、定置網からの小型クロマグロ放流技術の開発を加速化

3. 資源段階における(森林情報の高度化・共有化に向けた)取組(①)



出典：H30.3 未来投資会議 構造改革徹底推進会合「地域経済・インフラ」会合資料から作成

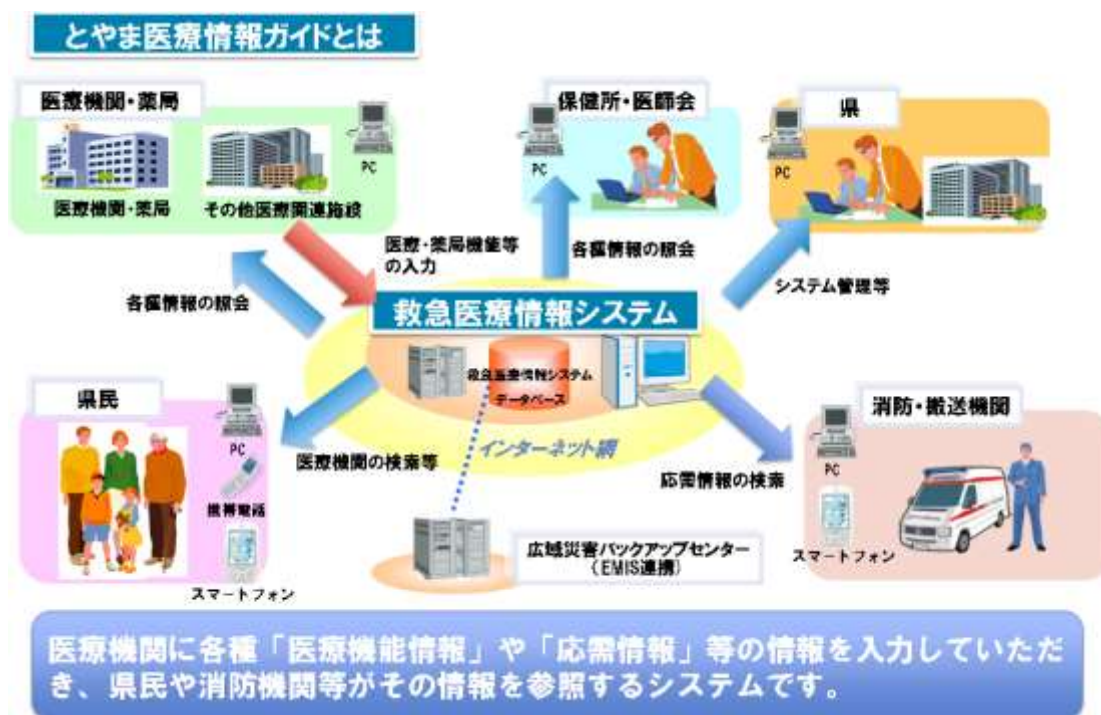
(3) 健康・医療・介護分野

【個別分野における政策目標】

- ・在宅での手続きを可能とするためのインターネットを活用した申請や納付手続きの体制づくりなど、ICT を活用した情報供給ツールの導入やタブレット端末の活用を推進

【主な施策】

- ・地域の医療・介護関係者が在宅療養者の医療・介護情報をリアルタイムに共有・活用できる ICT システムの整備の支援
- ・遠隔医療システムを利用し、へき地診療所における診療を支援
- ・職場環境・処遇改善に積極的な事業者に対し、ロボット導入による即効性のある職場環境改善の取組みを支援
- ・スマートフォンの歩数計アプリに、GPS 及び QR コード読取機能を新たに追加するなど、健康・医療・介護等のビッグデータの活用や IoT・本県ものづくり技術の活用等による県民の疾病予防や健康管理の推進
- ・インターネットを通じ情報提供を行っている富山県救急医療情報システムや富山県医療機能情報提供システム（とやま医療情報ガイド）、福祉情報システム、介護サービス情報システムなど、医療・介護・福祉分野の情報の共有化・ネットワーク化
- ・医療機関における電子カルテシステムの導入及び地域における医療機関相互間のネットワーク化について、個人の医療情報のセキュリティ確保対策などにも十分配慮しながら普及を推進
- ・ICT や e スポーツを活用した介護予防の推進や社会参加の促進による健康寿命の延伸



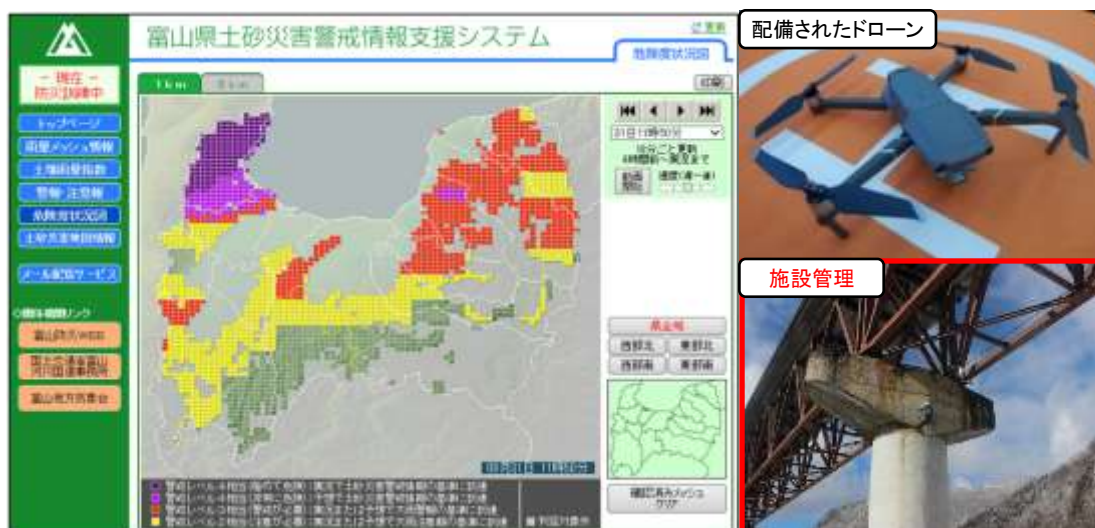
(4) 防災・まちづくり分野

【個別分野における政策目標】

- ・ 総合的な防災情報の収集と共有
- ・ ドローンを用いた災害応急対策
- ・ ICT を活用した建設現場の生産性向上

【主な施策】

- ・ 県総合防災システムによる防災情報の提供や、ハザードマップの作成、土砂災害警戒区域の指定・周知などによる、県、市町村、住民間の防災情報の共有化
- ・ 災害時にも的確な情報収集、伝達ができるよう、県総合防災情報システムのセキュリティ対策の向上や災害時における機能強化、運用能力の向上
- ・ Lアラート（災害情報共有システム）を利用し、災害時の避難勧告・指示など災害関連情報をはじめとする公共情報の配信を簡素化・一括化し、テレビ、ラジオなどの多様なメディアを通じて、地域住民に迅速かつ効率的に提供
- ・ 土砂災害危険箇所について調査、研究を実施し、その実態把握に努めるとともに、その資料、情報を市町村及びその他防災関係機関に提供
- ・ 河川情報システムや土砂災害警戒情報支援システム、海岸監視カメラなどを運用するとともに、河川監視カメラを追加設置するなど、防災情報システムを充実
- ・ 災害時の情報伝達手段の観点からの TOYAMA Free Wi-Fi の整備推進
- ・ 大規模な被災のため全体の状況把握が困難な場合や、安全が確認できず容易に近づくことができない場所などの調査にドローンを導入
- ・ 建設現場の生産性向上に向け ICT 技術の普及・推進を図るため、ICT を活用した工事を試行
- ・ 道路パトロールで確認した異状とその対応を、土木センター・事務所がリアルタイムで把握・共有できるシステムの構築



■ 富山県土砂災害警戒情報支援システム <http://www.sabo.pref.toyama.lg.jp/>

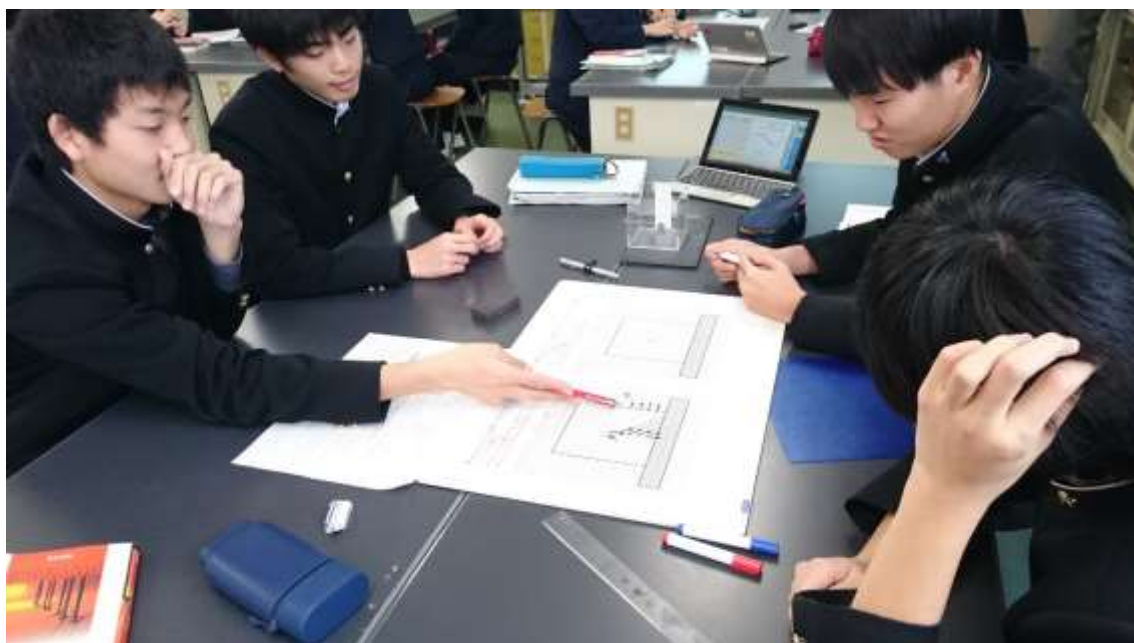
(5) 教育分野

【個別分野における政策目標】

- ・ 児童生徒の発達段階に応じた情報活用能力の育成
- ・ 授業実践や研修を通して教員の ICT 活用指導力を向上

【主な施策】

- ・ 全県立学校（56 校）への ICT 環境整備の確実な実施と、文部科学省「教育の ICT 化に向けた環境整備 5 か年計画（2018～2022 年度）」で掲げられている整備目標の達成に向けた次期整備方針の検討
- ・ 「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善や情報活用能力の育成のため、授業における ICT の効果的な活用
- ・ 小中学校の ICT を活用した授業改善の支援
- ・ 県立学校全体での実践事例の共有化に向けた研究実践校による公開授業・研究協議会の開催
- ・ 情報モラル・セキュリティ指導などのための情報教育研修会等の利用による教員の ICT 活用指導力の向上や ICT 教育に関する校内リーダーの育成
- ・ ICT 活用サポートデスク（実践校への ICT 支援員の派遣及びトラブル発生時の相談窓口の設置）による支援
- ・ 指導者用・学習者用デジタル教科書やデジタル教材の調査研究及び導入に向けた検討
- ・ 全世代にわたるスキルアップのための学び直しの確保などのリカレント教育の実施



タブレット端末を活用した主体的・対話的で深い学びの実現

第6章 セキュリティ及び個人情報の適正な取扱いの確保

1 情報セキュリティ対策

本県では、これまでも、不正なアクセスを防止するための仕組みや Web サイトのフィルタリング、ウイルス対策ソフトの導入等に加え、県と市町村が連携してインターネット接続口を集約化し、高度なセキュリティ監視を共同で行う「富山県自治体情報セキュリティクラウド」の運用などの技術的セキュリティ対策を実施しています。さらに、情報セキュリティ事故の多くはヒューマンエラーに起因していることから、職員のセキュリティ意識の向上を図るための自己点検や研修、標的型メール対応訓練の実施、外部の専門人材によるセキュリティ監査など、人的セキュリティ対策にも取り組んでいます。

【主な取組み】

- 人的セキュリティ対策
 - ① 情報セキュリティ研修
 - ② 自己点検及び標的型攻撃メール対応訓練
 - ③ 情報セキュリティ監査
 - ④ インシデント対応体制(CSIRT)の強化
- 技術的セキュリティ対策
 - ① 富山県自治体情報セキュリティクラウド
 - ② メール無害化サービス
 - ③ ホームページのセキュリティ対策（脆弱性診断、改ざん検知）
- 物理的セキュリティ対策
 - ① サーバ室等の入退出管理
 - ② ネットワーク機器、各システムサーバ等の民間データセンターでの管理

しかしながら、近年のサイバー攻撃は、新種のウイルスや特定の企業、官公庁等を狙い、機密性の高い重要情報や個人情報等を窃取する標的型攻撃メールなど、年々高度化、巧妙化しており、これらの脅威に対して、県が保有する情報資産の管理と保全のための情報セキュリティ対策はますます重要となっています。

本計画の推進にあたっては、富山県庁情報セキュリティポリシー等に基づき、セキュリティ対策をさらに強化していくことが必要です。

2 個人情報の適正な取扱い

- ・マイナンバーを含む個人情報については、「富山県個人情報保護条例」等の規定に基づき適正に取扱うこととし、データ活用に係る県民の不安の払しょくに努めます。

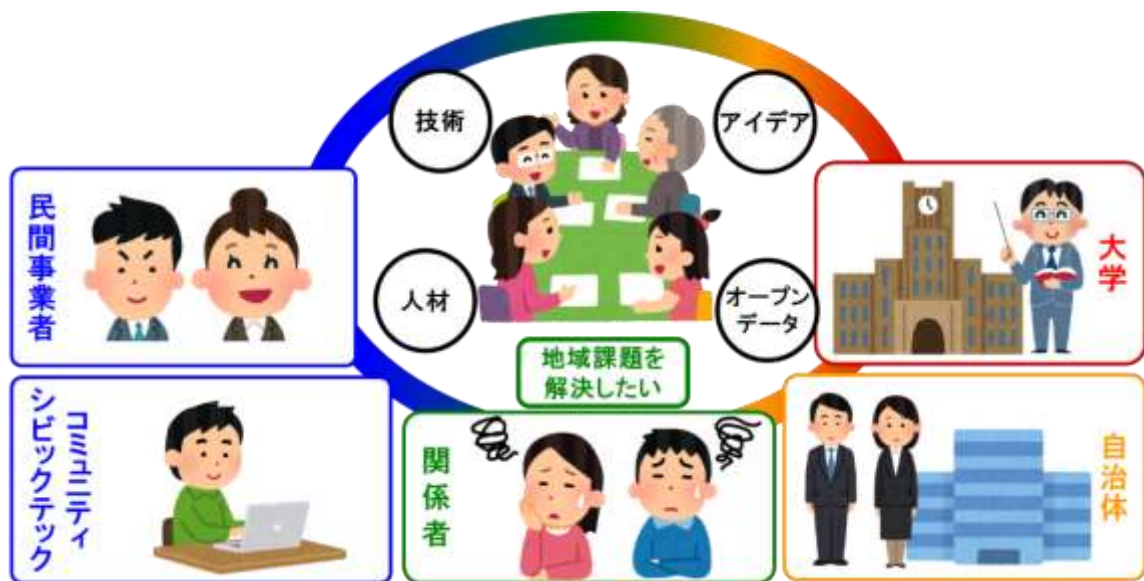
第7章 推進体制

本計画は、副知事を本部長とする「富山県情報推進本部」において推進いたします。計画の推進にあたっては、「富山県情報推進本部」の中で進捗管理やフォローを実施します。

また、BPR や ICT 技術の利活用による効果的・効率的な行政運営に取り組んでいくためには、情報化活動全体の適切なプロジェクトマネジメントができる人材の育成を図る必要があります。そのためには、庁内における研修の立案・開催や、最新技術に関する情報収集を行うとともに、必要に応じて、外部の専門知識の活用などを検討します。

さらに、オープンデータの推進など、県が有するデータの公開を通じた公民連携による地域社会の共創を推進するためには、多様化する県民ニーズの把握が必要となります。そのため、自治体職員や大学、民間事業者、シビックテックコミュニティ等の関係者が、知識・知見、データや技術等のリソースを出し合いながらフラットな立場で意見交換を行う「富山型官民データラウンドテーブル」（仮称）の実施等により、県民一人ひとりが自らの役割を認識しつつ地域課題の解決などに積極的に参画していく、公民連携の取組みを推進していきます。

富山型官民データラウンドテーブル（イメージ）



(参考) 関連する指標

	項目	参考指標	現況	R6 年度末
スマート自治体	行政のデジタル化、AI・RPA の活用	RPA の導入件数	3 (R 元年度末)	15
	行政手続きのオンライン化の推進	富山県電子申請サービスで利用可能な手続き数	68 (H30 年度末)	140
	行政手続きのオンライン化の推進	電子申請による申請件数	44,711 (H29 年度末)	64,000
	行政手続きのオンライン化の推進	市町村における子育てワンストップサービスの実施割合	74.3% (R 元年)	100%
	オープンデータの推進	県がオープンデータとして公開しているデータの数	984 (H30 年度末)	1,200
	オープンデータの推進	富山型官民ラウンドテーブルの実施(累計)	— (R 元年)	15
ものづくり	IoT・AI 等の導入による生産性の向上	製造業の付加価値額	1兆3,606億円 (平成29年)	1兆7,000億円
	IoT等を活用できる人材の育成	県やIoT推進コンソーシアム等で実施する人材育成関係事業の参加者数(累計)	80 (R元年度)	500
農林水産業	新たな技術やサービスの積極的な活用検討	農業産出額	666億円 (H28年度)	740億円 (R8年度)
	新たな技術やサービスの積極的な活用検討	農業分野におけるICT等の先端技術を活用した新技術の実証件数	— (H28年度)	5件
	新たな技術やサービスの積極的な活用検討	民有林人工林の航空レーザ計測達成率	64% (R元年度)	100%
健康医療介護	県民の疾病予防や健康管理の推進	医療費適正化効果額	41億円 (H29年度)	47億円 (R5年度)
防災まちづくり	総合的な防災情報の共有	県、市町村、住民間の防災情報の共有化	推進 (R元年度)	推進
	災害時における情報伝達手段の確保	TOYAMA Free Wi-Fiのアクセスポイントの数	149 (H30年度末)	195
	ドローンを用いた災害応急対策	ドローン配備数	5 (R元年度)	12
	建設現場におけるICTの活用	県施工工事におけるICTを活用した工事の試行拡大	推進 (R元年度)	推進
教育	教員のICT活用指導力を向上	授業中にICTを活用して指導できる教員の割合	81.4% (H29年度)	100%
	児童生徒の育成	授業が分かると答える生徒の割合	64.1% (H30年度)	増加

検討委員会委員からの寄稿文

本計画の策定にあたり、本計画の検討委員会の委員に就任いただきました皆様からご寄稿いただきました。（掲載順：委員名簿のとおり）

筑波大学社会工学類長・教授 川島 宏一氏（検討委員会座長）

～データ活用リーダーシップなければ国は滅びる～

世界で最も貴重な資源はもはや石油ではなくデータだと言われていています（エコノミスト、2017.5）一方、石油を燃やすとCO₂が発生するように、データも流通させると個人情報漏洩などの負の側面も有しています。しかもデータは複製コストも輸送コストもほとんどかからないため、負の側面が一瞬にして世界に広まってしまう恐れすらあります。

しかし、包丁で手に怪我をすることはあっても、私たちは料理のために包丁を使い続けます。自動車で交通事故を起こすことはあっても、私たちは自動車で移動し続けます。私たちは、いろいろな物事において、負の側面を抑えながら正の側面を引き出す工夫をして、毎日の豊かな暮らしを維持しています。

データも同じです。私たちは、データをより賢く使って、負の側面を抑えつつ、多くの正の価値を引き出す必要があります。しかし、私の目には、日本人の他者の安寧を損なわないようにする気配り、あるいは日本の組織（特に行政組織）の縦割りの文化そのものがデータの組織横断的な流通・活用を妨げているような気がしてなりません。つまり、日本の人や組織の文化そのものがデータの世紀には不利に働いているような気がしてなりません。

富山県データ・パレット2024には、このような日本の閉塞状況を富山から打破して行って欲しいという願いが込められています。そのためには、組織に横串を刺して行く強いデータ活用リーダーシップが必要です。富山県の情報政策部門には、ぜひ、この強いリーダーシップを発揮して行っていただきたいと願っています。

富山大学人文学部教授 大西 宏治 氏

～市民が活用するオープンデータが拓く富山の未来～

自治体によるオープンデータが整備され、地域のこれまでと現在がデータに基づき可視化されるようになりました。データはデータのまま置いてあっても理解が進みませんが、グラフや地図に可視化されることにより、理解が深まります。特に位置情報と紐付けられるデータは地図化にして地域のこれからと現状を可視化でき、エビデンスをもった地域づくりに取り組むアイデアを生み出します。

コンピュータは安価になり、グラフも地図も簡単なソフトウェアで作成できます。ごく普通の市民が地域を把握するための技術的なツールはそろっています。必要なのはさまざまなオープンデータです。このデータが充実すれば、市民が自分の暮らす地域のあり方や今後の展開を構想することができます。オープンデータがフレッシュで更新され続けること、質が保証されたものであることが大切です。オープンデータを使って市民が自分の暮らす地域の新たな時代を切り拓く取り組みが、富山県官民データ活用推進基本計画です。

学校教育はこれまで以上にデータを元に議論して自らの意思決定をする思考力の充実に取り組みます。地域のこれから、地域での自分たちの暮らしのこれからを考える力を育てるにも地域のオープンデータが大切です。このような教育を通じて生まれる新たな世代に刺激されながら、富山県でデータに基づき地域を考えるムーブメントが起こることを期待しています。

富山県立大学准教授 岩本 健嗣 氏

官民データ活用については、以下の2点の側面が重要と考えます。

- 1) オープンデータを進めるためのデジタル化の促進
- 2) オープンデータを活用するための官民議論の場

1)については、できる限りのオープンデータ化に取り組むという意識付けが重要だと思います。一方で、多忙な日常業務の中で、あらたな業務としてオープンデータを「作る」という作業が忌避されるのは当然です。よって、庁内の様々なデータのデジタル化を進め、RPA等を活用した日常業務の負担低減という成功体験に基づいたデジタル化を進めていく必要があると思います。今まで、公務員の業務負担を下げるために投資するという考え方は、なかなか受け入れられないところもあったかと推測しますが、効率化が結果的に県民へのサービス向上につながるという意識をもっていくことが大事です。これらの効率化の結果として、全ての情報がオープンデータ化可能な状態が自然と形作られていくことを望みます。

2)については、官民で一体となり、どのようにオープンデータを活用し、県民や事業者の利便性を高めていくのか、常に議論できる場を構築することが大事だと思います。オープンデータの活用には、セキュリティや個人情報の観点と利便性等の相反する要素や、市民の理解、コスト負担の問題、そういった諸所の問題を解決していく必要があります。どちらかがどちらかに要求を突きつけるような敵対的な場ではなく、お互いの立場を理解し議論する場が必要です。

1) 2)の課題は短期的に解決できるものではないと思いますので、今後の長い道のりに対してこの基本計画がその道標のようになることを期待します。

富山県市長会事務局長 田中 斉 氏

近年、行政を取り巻く環境は、少子高齢化や人口減少など、地域がかかえる課題が増大し、かつ複雑多様化しています。

その課題解決のために行政の効率化が求められており、地方自治体では民間委託や専門家の活用、組織の見直しなどにより対応しています。また、AI、IoT、RPAなどの進展、ICTインフラの整備促進に伴い、それらの技術の利活用が行政には必要とされてきていると思われます。

官民データ活用で、民間では経済的な利益や新たな付加価値の創造が可能であり、行政では地域が抱える課題解決の一助になると推測されますが、行政ではまたセキュリティ及び個人情報の適正な扱いなど、その事務に係る人材の育成・確保や職員の共通認識を図ることが重要であると考えます。

そのことが結果として住民福祉の向上、特に社会的弱者と言われる方たちの安全で安心な生活の維持向上につながることを期待します。

一方で、技術進展とその利活用のメリットばかりにとらわれて、本来の目的や何のために、誰のために AI 化等を進めるのかを見失わないように意識しなければならないと考えます。

富山県町村会常務理事 上田 順子 氏

オープンデータの取組みについては、行政の透明性や効率化を図る以上に、行政や公共事業者等の持つビックデータを開放して企業や NPO 等の利用を促し、新たなサービスや情報産業の育成等につなげていくことが重要になると思われます。

そのためには、データの共有化や利活用段階で障害にならないよう、また、データの提供者や利用者にとって二度手間にならないよう、データ形式や項目、密度、鮮度等をできるだけ統一する必要があると思います。

オープンデータ化に際しては、やみくもにデータを公開するのではなく、利活用を想定する事業者や個人等との意見交換などにより、利用者側のニーズを汲み取りながら優先順位を付けてオープンデータ化していけばどうかと考えます。

また、IoT の普及により、電気・ガス等の公共分野や農業・製造業などの民間分野では各種メーター、センサー等からの情報が自動的に大量に蓄積されているので、これらのデータを集約して、互いに利用できるような場を作っていくこともオープンデータ化のために必要ではないかと考えます。

さらに、課題を抱える行政や地域住民、事業者と、アプリやサービスに抵抗感が低い若者などが集まってアイデアを話し合い、そのなかから具体的な案をまとめ上げる場を創出して民間におけるアプリ等の開発を促進するなど、民間におけるオープンデータの利活用を進める取組みが必要ではないかと考えます。

最後に、オープンデータとして公開した後は、データの鮮度を保つことが重要なので、情報の更新が定期的にしつかりなされるような体制を考えていただきたいと思います。

一般社団法人富山県情報産業協会会長 大蔵 政明 氏

当該計画を推進していくためには、多くの IT 技術者が必要になるとともに、利用者の IT リテラシーを向上させていくことが必要となります。

ICT 技術者は現在でも恒常的に不足しており、経済産業省の調査によれば、今後ますます顕著になってくることが予測されています。このような状況のなかで、IT 人材の育成を行っていくことは必要ですが一朝一夕にできることではありません。

並行して既にある IT 技術やリテラシーを掘り起こすことが効果的であると考えます。

具体的には、再雇用、或いは企業を退職したシルバー人材や子育てのために一度企業から離れた女性の活用を指します。最先端の ICT 技術に追随することは困難であったとしても、例えば、教育現場における教員補助や児童生徒に対するプログラミング教育、地域社会におけるリテラシー底上げの担い手など身に付けたスキルを再度活かせる場面は数多くあるものと考えます。

このような活動は、継続性を考慮すると、ボランティア活動ではなく経済活動として行われることが望ましいです。そこに一定の責任とやりがいが生じることにより、より効果的に機能するものと思われます。費用面でのハードルはありますが、少子高齢化が進む社会においては、このような参加者を増やしていく施策が求められるのではないのでしょうか。

Code for 連絡会 富成 敬之 氏

情報通信技術(ICT)の普及・高度化により、情報共有の形は大きく変わってきました。情報やデータは、インターネットを通して入手可能となり、安価なIT機器を使って”データ”の分析や活用が可能となりました。

いままで行政は、業務の中で多くの”データ”を収集・分析し、地域のために活用をしてきました。”データ”は、白書や報告書など主に紙面での流通に適した形で情報化し、公開されてきました。これらの情報を市民と共有することで、効果的な市民活動を支えてきました。

行政と市民による地域協働をより深くするためには、”データ”や情報の共有の質を上げることが大切です。ICTが進んだ現代では、行政が作成した情報のみならず、情報の元となった膨大で多様な”データ”がインターネットを通して市民と共有することができます。ICTを使いこなせるようになった市民は、自分たちの地域をより良くするため、入手した”データ”を活用できるようになります。

「富山県官民データ活用推進基本計画」では、行政などが保有する”データ”をパソコンなどで活用しやすい形式で、だれでも自由に使うことができる「オープンデータの推進」が基本方針に据えられています。市民がオープンデータを活用し、地域での活動を行うことは、新しい地域協働のカタチだと思います。「富山県官民データ活用推進基本計画」が新しい富山における地域協働のスタートラインとなることを期待しています。

北陸総合通信局情報通信振興室長 松元 信貴 氏

官民データ活用推進基本計画は、官民データ活用推進基本法(平成28年法律第103号)第9条の規定に基づき、各自治体の皆様に策定いただくものです。今般、富山県庁において、「富山県官民データ活用推進基本計画」を策定されたことは、ICTの活用を積極的に推進される姿勢を示すものであり、ICTを推進する総務省として深く感謝申し上げます。

当該計画では、様々なICTを活用してSociety5.0時代の地方を実現し、地域コミュニティの再生・維持や地域の安心・安全確保等の地域課題の解決を図ることとしており、これ以上ないほど充実したICT関連施策が盛り込まれています。

また、今年は台風15号による大規模停電や台風19号による大規模かつ広域の浸水被害等のこれまで想定されなかった災害が発生しており、過去の災害発生状況に関わらず、全く油断のできない状況になっています。その点、当該計画では「防災・まちづくり分野」において、総合的な防災情報の収集と共有、河川情報や土砂災害警戒情報などの防災情報システムの充実、Lアラートの活用促進による住民への災害情報の周知の徹底等を行うなど、今後、災害対応について万全の態勢を取ることとされており、大変心強いと感じております。

総務省北陸総合通信局としましては、引き続き、富山県において当該計画を円滑に実行いただけるよう、積極的かつ緊密な連携・協力を行ってまいりたいと思います。

用語集

数字

- ・5G：「超高速」だけでなく、「多数接続」「超低遅延」といった特徴を持ち、令和2年から本格的なサービスが開始される次世代の移動通信システムのこと。我が国においても産学官連携の推進団体である「第5世代モバイル推進フォーラム（5GMF）」の設立（平成26年9月30日）、研究開発の推進、国際連携の強化などの取組が進められている。現行LTEと比べて100倍の接続機器数（100万台/km²）、100倍の通信速度（10Gbps）などが要求条件とされており、ITUをはじめ、世界各国でも実現に向けた取組が本格化している。（内閣府用語集を、新聞報道等をもとに修正）

A

- ・AI：Artificial Intelligence（人工知能）の略。コンピュータを使って、学習・推論・判断など人間の知能のはたらきを人工的に実現するための技術。（内閣府用語集）

B

- ・BPR（業務改革）：Business Process Reengineeringの略。既存の組織やビジネスルールを抜本的に見直し、利用者の視点に立って、業務プロセス全体について職務、業務フロー、管理機構、情報システムを再設計すること。（内閣府用語集）

C

- ・CATV（ケーブルテレビ）：同軸ケーブルや光ファイバーによって各視聴者宅のテレビに配信するサービス
- ・CIO：Chief Information Officerの略。日本語では「最高情報責任者」「情報システム担当役員」「情報戦略統括役員」などと訳される。企業や行政機関等といった組織において情報化戦略を立案、実行する責任者のこと。（内閣府用語集）

D

- ・DSL：Digital Subscriber Lineの略。デジタル加入者回線。電話用のメタリックケーブルにモデム等を設置することにより、高速のデジタルデータ伝送を可能とする方式の総称。（東海総合通信局用語集）

E

- ・EBPM：Evidence-based Policy Making、政策の企画立案をその場限りのエピソードに頼るのではなく、政策目的を明確化したうえで政策効果の測定に重要な関連を持つ情報やデータ（エビデンス）に基づくものとする（平成30年度内閣府取組方針）

F

- ・FTTH：Fiber To The Homeの略。各家庭まで光ファイバケーブルを敷設することにより、数10～最大100Mbps程度の超高速インターネットアクセスが可能（東海総合通信局用語集）

I

- ・ICT：Information & Communications Technologyの略。情報通信技術。（東海総

合通信局用語集)

- ・IoT: Internet of Things (モノのインターネット) の略。自動車、家電、ロボット、施設などあらゆるモノがインターネットにつながり、情報のやり取りをすることで、モノのデータ化やそれに基づく自動化等が進展し、新たな付加価値を生み出すというコンセプトを表した語である。(内閣府用語集)
- ・ISDN: Integrated Services Digital Network の略。総合デジタル通信サービス。電話、データ通信等のサービスを統合的に取り扱うデジタル通信網。(東海総合通信局用語集)

P

- ・PHR: Personal Health Record の略。個人が自らの生活の質(QOL=Quality of Life)の維持や向上等を目的として、自らの健康に関する情報を収集・保存・活用する仕組みのこと。(内閣府用語集)

R

- ・RPA: Robotic Process Automation の略。人間が行うキーボードやマウス等の端末操作を自動化する技術。(H30.5.10 総務省資料)

S

- ・SNS Social Networking Service(Site)の略。インターネット上で友人を紹介しあって、個人間の交流を支援するサービス(サイト)。誰でも参加できるものと、友人からの紹介がないと参加できないものがある。(東海総合通信局用語集)
- ・Society5.0: サイバー空間(仮想空間)とフィジカル空間(現実空間)を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会課題の解決を両立する人間中心の社会のこと。狩猟社会、農耕社会、工業社会、情報社会に続くような新たな社会を生み出す変革を科学技術イノベーションが先導していく、という概念である。(内閣府用語集)

W

- ・Wi-Fi: 無線LAN技術の推進団体であるWi-Fi Allianceによる相互接続性の認定テストによって、一定レベルの総合運用性を保障されているもの(関連: 公衆無線LAN)(総務省資料)

オ

- ・オープンデータ: 国、地方公共団体及び事業者が保有する官民データのうち、国民誰もがインターネット等を通じて容易に利用(加工、編集、再配布等)できるよう、営利目的、非営利目的を問わず二次利用可能なルールが適用され、機械判読にて貴市、無償で利用できる形で公開されたデータのこと。(オープンデータ基本指針)

カ

- ・官民ラウンドテーブル: 行政運営上の意見交換や懇談の場のことであり、官民が我が国の向上・活性化に向けて、持続的な対話を行っていくことを目的としている。(内閣府用語集)

ケ

- ・限定公開：データの利用目的、範囲、提供先などを限定して公開し、その活用を図っていく方法（前述の本文より）
- ・県民希望出生率：日本創生会議が提唱する「希望出生率」の富山県のデータ。
（既婚者割合×予定子ども数＋未婚者割合×結婚希望割合×理想の子ども数）×離別等効果
で計算される。

コ

- ・合計特殊出生率：一人の女性が一生のうちに産む、平均的な子供の人数を示したものをいう。15歳から49歳の各年齢において、当該年齢の女性が1年間に産んだ女性の数を当該年齢の女性の人数で除して算出される「年齢別出生率」を合計したもの（中小企業白書2014版）
- ・公衆無線LAN：通信事業者や自治体等のサービス提供者が無線LANのアクセスポイントを設置して、飲食店や宿泊施設、交通機関、競技場等においてインターネット接続サービスを提供するもの。一般に、公衆無線LANを示す用語として、Wi-Fiを用いることも多い。（総務省資料）
- ・コネクティッド・ワンストップ：民間サービスを含め、複数の手続・サービスがどこからでも一箇所で実現することを原則とする考え方のこと。（内閣府用語集）

サ

- ・サービスデザイン思考：サービスを利用する際の利用者の一連の行動に着目し、利用者がその手続を利用しようとした背景や、手続を利用するに至るまでの過程、利用後の行動までを一連の流れとして捉え、利用者の心理や行動等を含めた体験（UX：ユーザーエクスペリエンス）全体を最良とすることを目標にしてサービス全体を設計する考え方のこと。（内閣府用語集）

シ

- ・自治体クラウド：近年様々な分野で活用が進んでいるクラウドコンピューティング技術を電子自治体の基盤構築にも活用して、地方公共団体の情報システムの集約と共同利用を進めることにより、情報システムに係る経費の削減や住民サービスの向上等を図るもの。（総務省HP）
- ・シビックテック：ソフトウェアに関する知識技術を持った人たちが、自主的に集まって地域の日常生活にひそむ様々な課題を解決する、ボランティア活動やテクノロジーのこと（R1情報通信白書）
- ・人口置換水準：人口が増加も減少もしない均衡した状態となる合計特殊出生率のこと（中小企業白書2014版）

ス

- ・スマート自治体：機械が処理できる事務作業はすべて機械によって自動処理することにより、職員は企画立案業務や住民への直接的なサービス提供など職員でなければならない業務に注力する自治体
- ・スモールスタート：1つの施策から実施し、順次施策の拡充を目指す方法（内閣

府資料)

タ

- ・ダイヤルアップ：電話回線を経由してコンピュータをインターネットに、その都度接続すること。（東海総合通信局用語集）

テ

- ・デジタルトランスフォーメーション(DX)：ウメオ大学（スウェーデン）のエリック・ストルターマン教授が2004年に提唱した「ICTの浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させる」とする概念。将来の成長、競争力強化のために、新たなデジタル技術を活用して新たなビジネス・モデルを創出・柔軟に改変すること。企業が外部エコシステム（顧客、市場）の劇的な変化に対応しつつ、内部エコシステム（組織、文化、従業員）の変革を牽引しながら、第3のプラットフォーム（クラウド、モビリティ、ビッグデータ／アナリティクス、ソーシャル技術）を利用して、新しい製品やサービス、新しいビジネス・モデルを通して、ネットとリアルの両面での顧客エクスペリエンスの変革を図ることで価値を創出し、競争上の優位性を確立すること。（平成30年情報通信白書・内閣府用語集）
- ・デジタルデバイド：インターネットやパソコン等の情報通信技術を利用できる者と利用できない者との間に生じる格差のこと。（内閣府用語集）
- ・デジタルファースト：デジタル技術を徹底的に活用し、デジタル処理を前提としたサービス設計を行うこと。（内閣府用語集）

ト

- ・富山型官民データラウンドテーブル：自治体職員や大学、民間事業者、シビックテックコミュニティ等の関係者がフラットな立場で意見交換を行い、地域課題の解決などに積極的に参画していく取組み。

ヒ

- ・ビッグデータ：ボリュームが膨大でかつ構造が複雑であるが、そのデータ間の関係性などを分析することで新たな価値を生み出す可能性のあるデータ群のこと。例えば、ソーシャルメディア内のテキストデータ・画像、携帯電話・スマートフォンが発信する位置情報、時々刻々と生成されるセンサデータなどがある。（内閣府用語集）

フ

- ・ブロードバンド：FTTH、DSL、ケーブルインターネットをはじめとした高速・超高速通信を可能とする回線（東海総合通信局用語集）

マ

- ・マイナンバー：日本国内に住民票を有する全ての方が一人につき1つ持つ12桁の番号のこと。外国籍でも住民票を有する方には住所地の市町村長から通知される。マイナンバーは行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平、公正な社会を実現するための社会基盤。その利用範囲は法令等で限定されており、平成28年1月から順次、社会保障、税、災害対策分野の行政手続で利用されている。（内閣府用語集）

- ・マイナポータル：マイナンバー制度の導入に併せて新たに構築した、国民一人ひとりがアクセスできるポータルサイトのこと。具体的には、自己情報表示機能、情報提供等記録表示機能、プッシュ型サービス、ワンストップサービス等を提供する基盤であり、国民一人ひとりが様々な官民のオンラインサービスを受けられるよう、平成 29 年秋に本格運用を開始。（内閣府用語集）

ユ

- ・ユーザーエクスペリエンス (UX)：参照→サービスデザイン思考

ワ

- ・ワンスオンリー：一度行政機関が提出を受けた情報は、原則再度の提出を求めない仕組みのこと。（内閣府用語集）

参考資料（富山県官民データ活用推進基本計画検討委員会）

富山県官民データ活用推進基本計画検討委員会 開催状況

時 期	項 目
令和元年5月27日	第1回計画検討委員会開催 【議題】 （1）組織運営事項について （2）計画策定の趣旨、主な検討事項及び策定スケジュール （3）富山県官民データ活用推進基本計画（仮称）について （4）意見交換
令和元年12月9日	第2回計画検討委員会開催 【議題】 （1）富山県官民データ活用推進基本計画（素案）について （2）意見交換
令和2年2月19日 ～3月6日	パブリックコメントの実施
令和2年3月23日	計画の策定・公表

富山県官民データ活用推進基本計画検討委員会 委員名簿

	区分	氏名	所属
1	学識経験者	川島 宏一	筑波大学 システム情報系 社会工学類長・教授 総務省地域情報化アドバイザー(アドバイザーリーダー) 内閣官房 IT 総合戦略本部データ流通環境整備検討会 オープンデータ WG 構成員 元佐賀県最高情報統括監 (CIO)
2		大西 宏治	富山大学人文学部教授、地域連携戦略室兼任教員
3		岩本 健嗣	富山県立大学工学部 電子・情報工学科 准教授
4	市町村	田中 斉	富山県市長会事務局長
5		上田 順子	富山県町村会常務理事
6	関係団体等	大蔵 政明	富山県情報産業協会会長 (日本オープンシステムズ代表取締役社長)
7		冨成 敬之	Code for 連絡会代表
8	国等	市川 仁	総務省北陸総合通信局 情報通信振興室長 (令和元年10月7日まで)
		松元 信貴	総務省北陸総合通信局 情報通信振興室長 (令和元年10月8日から)

富山県官民データ活用推進基本計画検討委員会設置要綱

(目的)

第1条 官民データ活用推進基本法で義務付けられた都道府県版「官民データ活用推進基本計画」の策定にあたり、基本方針や電子行政の推進等に関する専門的な立場からの指導・助言を反映させるため、富山県官民データ活用推進基本計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 富山県官民データ活用推進基本計画の検討に関する事項
- (2) その他委員会の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。

- 2 委員は、学識経験者および官民データ活用の推進に関する分野の関係者から知事が選任する。

(座長)

第4条 委員会に座長および副座長を置く。

- 2 座長は知事が指名し、会議を進行する。
- 3 副座長は、座長が指名する者をもって充て、座長が不在の時はその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は知事が招集する。

- 2 委員会は必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。
- 3 委員会は、原則として公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合であって、知事が委員会の全部又は一部を公開しない旨を決定したときは、この限りでない。
 - (1) 富山県情報公開条例（平成13年富山県条例第38号）第7条に規定する非開示情報が含まれる事項に関して協議する場合
 - (2) 公開することにより、委員会の適正な運営に著しい支障が生ずると認められる場合

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、経営管理部情報政策課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月25日から施行する。